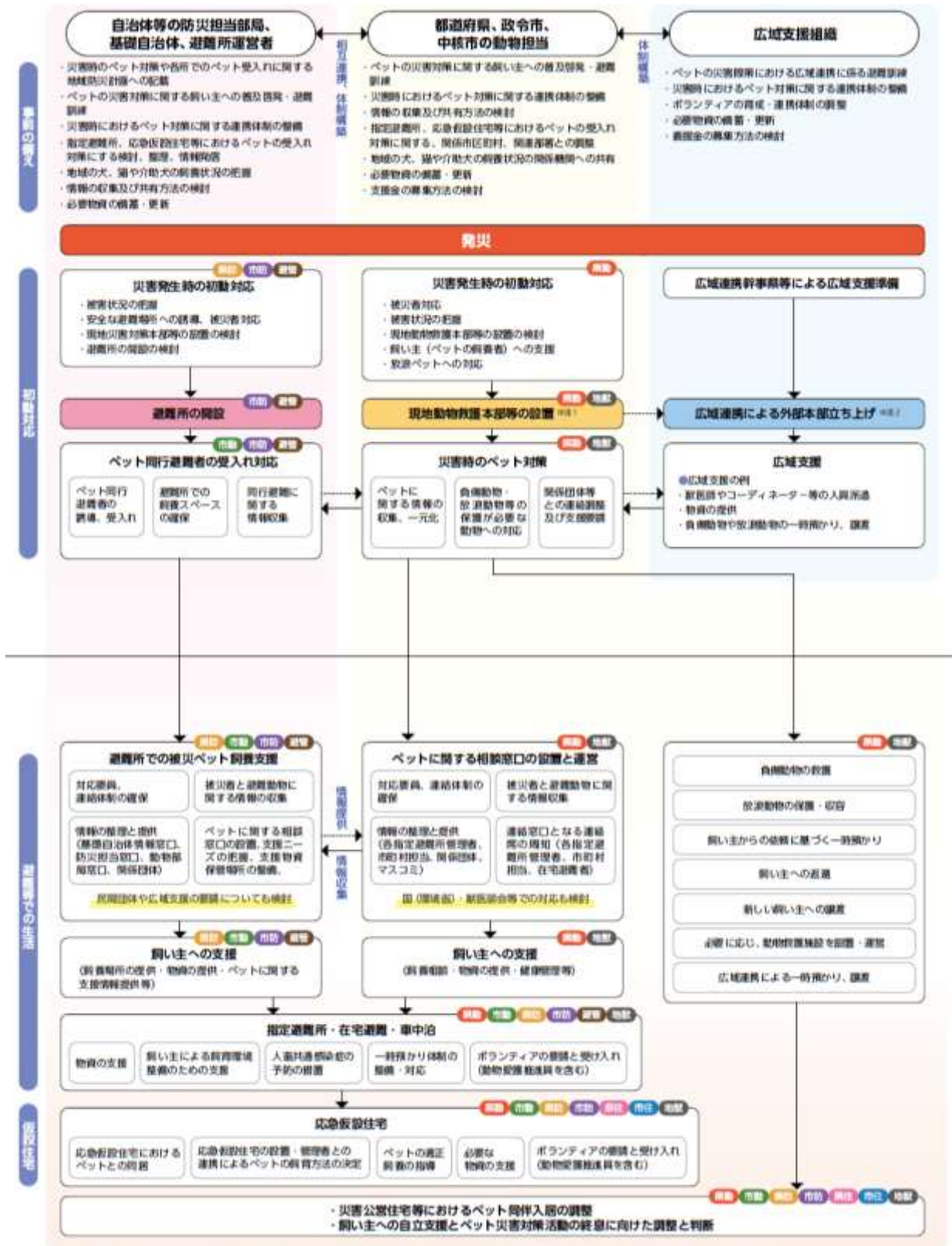


「人とペットの災害対策ガイドライン」改訂版

原稿（案）

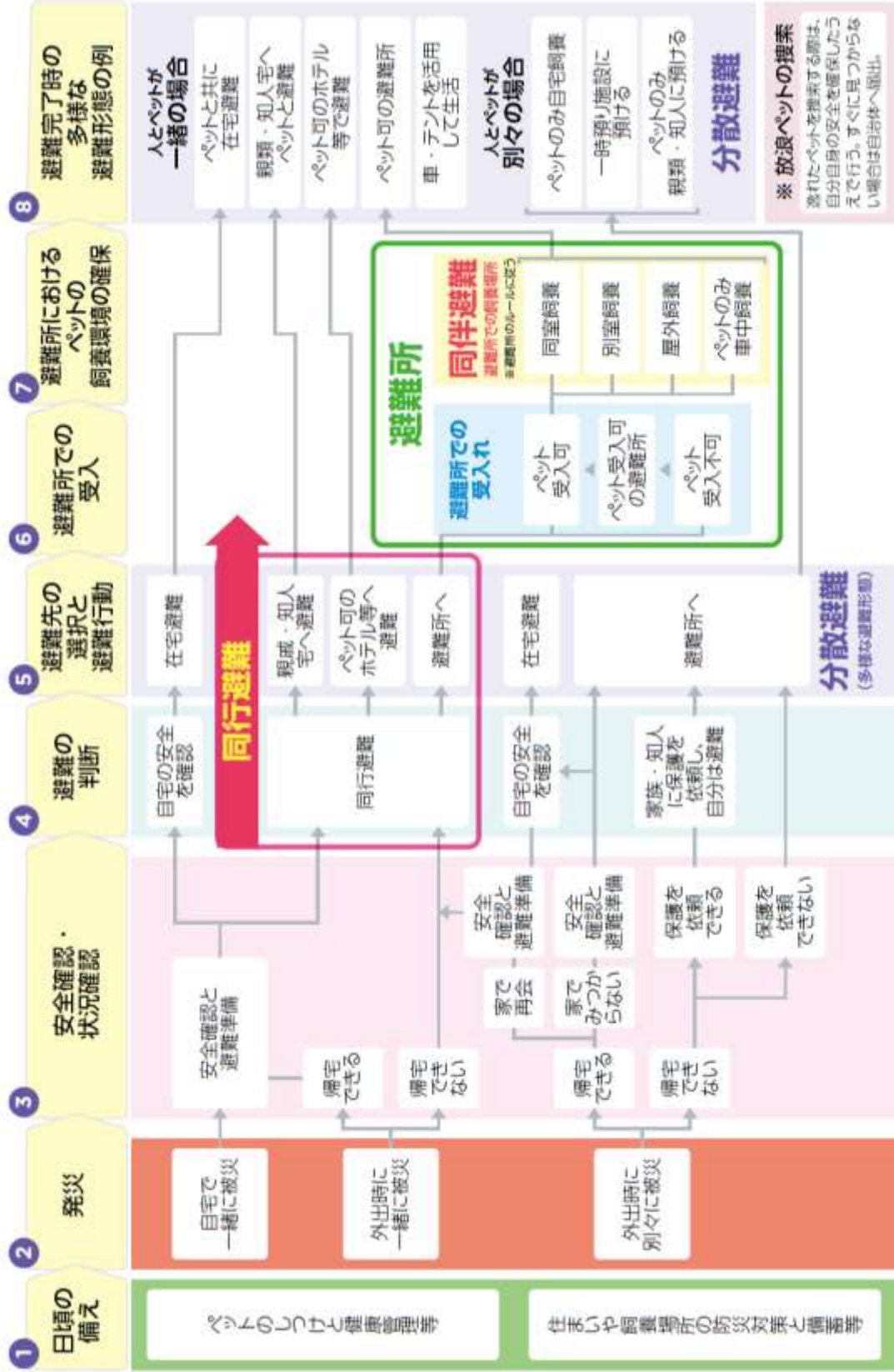
時系列でみるペット災害対応と各主体の動き



注1：自治体は、現地動物救援本部設置の有無に関わらず、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、現地動物救援本部を設置した場合には、自治体は各構成団体と連携して活動する。
 注2：連携調整連絡先は、現地動物救援本部の依頼を受けて、以下の災害時におけるペット対策活動をおこなう。なお、発災時の現地動物救援本部の設置が難しいと判断された場合には、対応要員連絡先を立ち上げ、被災者の飼育者本部を呼び出すまで前段階として活動する。

■ 都道府県、政令市、中核市（防災担当）
■ 都道府県、政令市、中核市（住宅担当）
■ 市町村（動物部局）
■ 市町村（防災担当）
■ 市町村（住宅担当）
■ 地方獣医師会
■ 飼育者連絡調整部

ペット同行避難フロー図



発災後の避難者のニーズと関係部署での対応（仮）

発災後の避難者のニーズと関係部署での対応（例）

自宅
復興住宅

仮
みなし住宅
仮設住宅

指定避難所・避難場所等
地震・火山災害等被災発生後の
一時避難場所等

豪雨・台風等被災発生前の
一時避難場所等

自宅・勤務先等

避難のステップ



飼い主が求める 支援	同行避難 負傷動物治療	避難所等 居場所の確保 一時預かり 獣医療支援 飼育物資支援	仮設住宅でのペット飼育可 獣医療支援(参加制限) 飼育物資支援	復興住宅ペット飼育可
都道府県・ 政令市・中核市 動物愛護部局	特定動物逃走確認 避難状況確認 対策の検討 被災・避難状況情報の収集	動物対策本部 設酒対応(情報・物資支援・獣医師会 との連携) 仮設住宅ペット飼育可の働きかけ 逃走動物の保護・事故対策 避難所での飼養管理支援 シエルトの設置検討・準備 相談窓口対応	復興住宅ペット受け入れの働きかけ 所有権放棄動物の譲渡 飼い主不明動物の返還・譲渡	復興住宅でのペット適正飼養指 導等
都道府県・ 政令市・中核市 防災部局	避難状況確認 対策の検討 被災・避難状況情報の収集	避難所でのペット受け入れ対応 1.5次、2次避難所などへの移動に際してのペット受け 入れ対応 動物愛護部局との連携		
都道府県・ 政令市・中核市 住宅部局		仮設住宅・みなし仮設住宅でのペット受け入れ準備 入居に関する説明会 仮設住宅でのペットの飼養管理に関する動物愛護部局 との連携	復興住宅に関するペット受け入れ対策 動物愛護部局との連携	復興住宅でのペット受け入れ
市町村 動物担当	相談窓口設置 避難状況確認 対策の検討 被災・避難状況情報の収集	相談窓口対応 物資支援窓口		復興住宅でのペット適正飼養指 導等
市町村 防災部局	避難状況確認 対策の検討 被災・避難状況情報の収集	避難所でのペット受け入れ対応 1.5次、2次避難所などへの移動に際してのペット受け 入れ対応 動物愛護部局との連携		
市町村 住宅部局		仮設住宅・みなし仮設住宅でのペット受け入れ準備 入居に関する説明会 仮設住宅でのペットの飼養管理に関する動物愛護部局 との連携	復興住宅に関するペット受け入れ対策 動物愛護部局との連携	復興住宅でのペット受け入れ



<扉>

【総 説】

総説 1 ガイドライン策定の背景及び目的

日本周辺には、約 2,000 本以上もの活断層が存在すると言われており、特に大地震を起こしうる主要活断層帯は約 114 帯あり、政府の地震調査研究推進本部により管理されている。

また、毎年のように大型化した台風等、気象災害による被害が生じている日本において、被害を最小限に抑える為の災害対策を、個々人の責任において平常時に講じておくことが原則である。

しかし、ひとたび災害が発生すると、多くの被災者が避難所等での避難生活を余儀なくされ、大規模災害においては、避難生活が長期間にわたることも少なくない。被災者の中には、犬や猫などのペットを飼養する者もいれば、ペットを飼養しない者もいるが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられる環境を整えておくことが必要である。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、大規模な地震や津波、それに伴う原子力災害が発生し甚大な被害を及ぼした。発災時に住民は、緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残されたり、飼い主とはぐれたペットが放浪したりする例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、避難所等で一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。このために環境省では、自治体が地域の状況に応じた、独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるように、飼い主の責任によるペットとの同行避難を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を平成 25 年 6 月に策定した。

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震は、このガイドラインの策定後に発生した大規模な地震災害であり、多くの被災者がペットと同行避難した。この地震は、同一の断層帯を震源として震度 7 の揺れが 2 回観測され、2 日後に発生した 2 回目の地震が本震と評価され、日本の地震史上でも極めて稀有な地震であり、被害は限られた地域に集中したものの、甚大な被害が生じた。また、震源が支援の拠点となる基礎自治体や獣医師会と近接していたため、支援側の被害も大きく、避難所でのペットの受入れや、ペットの一時預かりをはじめ、広域な支援体制や受援のあり方などの面で数多くの課題が指摘された。

例えば、災害時のペット対応への国民の期待の高まりと比例して、基礎自治体や獣医師会等を批判・叱責する電話連絡等も激しさを増し、批判への対応に支援活動が妨げられたり、疲弊したりする状況も生じた。

このため、熊本地震への対応状況を検証し、より適切な対策が講じられるようにするため、ペットの救護を第一義の目的とするのではなく、ペットと共に避難する飼い主の安全を確保することや、ペットに起因する社会のトラブルに対応することを主旨として、ガイドラインのタイトルを「救護」から「対策」へと変更した「人とペットの災害対策ガイドライン」を平成 30 年 3 月に策定した。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、発災直後に多くの避難者が避難所にペット

と同行避難したが、避難所でのペット受入れに関する体制やルールが整っておらず、混乱が生じた事例が多く確認された。例えば、一部の避難所ではペットの受入れが拒まれたり、その後の苦情によってペットの飼養場所が分離されたりした事例も見られた。また、支援物資の保管や運搬手段、防災部局と動物愛護管理部局との連携、県と市町との連携、実務担当者への情報の浸透などにおいても検討すべき課題が指摘された。さらに、地震だけではなく、昨今は水害や火災など様々な災害が各地で頻発し、ペットに関する対応が求められる場面が増えており、より多面的な対応を検討する必要性も指摘されている。

このように、過去の災害対応の経験を経て、自治体における支援体制は整備されつつあるが、災害時のペット対策は緊急時の対策であり、平常時の動物愛護管理に関する対策とは異なることを踏まえた上で、災害時に必要な対策を検討することが重要である。

本ガイドラインでは、平常時に進めておくべき取組や、発災時に必要な対策を対応事例、課題と共に紹介するように努めている。本ガイドラインが、自治体における今後の災害対策の一助となることを期待する。

災害時には、飼い主が自らの責任の下、ペットと共に災害を乗り越えることが重要である。そのうえで、自治体が行う対策の目的は、飼い主による災害時の適正飼養を支援することにある。同時に、災害時にあっても、ペットをめぐるトラブルを最小化させ、動物に対して多様な価値観を有する人々が、災害を共に乗り越えられるように支援することである。災害時のペット対策は、災害の種類や規模、発生した季節やその地域における動物対策の体制整備状況などによって異なり、各自治体を取り得る対策は多様なものとなる。また、平常時における動物愛護管理に関する対策とも異なる。そのため、自治体や関係団体は、本ガイドラインを参照することで、平時からの連携体制を強化するとともに、災害時における互いの支援内容を理解し、相互連携による円滑なペット対策につなげることが望まれる。

総説 2 ガイドラインの対象と用語の解説

<本ガイドラインの対象>

本ガイドラインは、自治体が利用することを想定して作成した。そのうえで、自治体以外の主体が対策を行う際にも参考となることを意識している。また地震、津波、風水害、土砂、火山噴火、山野火災災害など様々な災害がある中で、本ガイドラインでは、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載した。

さらに本ガイドラインは、主に家庭動物等*のうち犬や猫などのペットとそれらを飼養する被災者を対象とし、避難生活中のペットの適正飼養を支援する観点から、人とペットの災害対策について事前の検討や発災時の対応をする際に活用されることを想定している。

なお、本ガイドラインで示す項目は、飼い主がペットと避難行動を共にすること（同行避難など）を想定しているが、その実施にあたっては、飼い主及び災害対応従事者の安全の確保を前提としている。

* 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成 14 年 5 月 28 日環境省告示第 37 号 最終改正：平成 25 年 8 月 30 日環境省告示第 82 号）

第 2 定義

この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬（は）虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物又は伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵（かん）養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。

<用語の解説>

本ガイドラインで用いる主な用語の解説は以下のとおりである。

○ ペット

家庭動物等のうち、犬や猫などの小型の哺乳類と鳥類、爬（は）虫類を指す。ただし、特定動物や特定外来生物に指定された動物、これらに類する動物は含まない。

○ 飼養

動物を養い育てること。「飼育」と同じ意味だが、本ガイドラインでは「飼養」に統一した。

○ 適正飼養

適正飼養という言葉には幅広い意味があるが、通常、人間社会の中でペットを飼う際に最も重要となるのは、ペットを飼うことが他人の迷惑にならないようにすることである。特に大勢の避難者が共に生活することを強いられる災害時には、この観点からの適正飼養が重要なものとなるが、その実現には、平常時からのペットの十分なしつけや準備が必要である。

またペットの飼養者は、ペットの健康と安全を守る責務も負う。この観点からの適正飼養とは、それぞれのペットの習性などを踏まえた、ペットの健康や正常な行動のための適切な飼養をいうが、災害時には、人の健康維持に必要な環境さえ期待できない状況のなかで、ペットの飼養のために必要十分な環境を整えることは難しい。したがってペットの飼養者は、他人に迷惑がかからない状況の確保を常に考えながら、ペット自体の健康と安全が確保できるように努める必要がある。

○ 所有者明示

ペットに迷子札、マイクロチップ、鑑札、狂犬病予防注射済票などを装着することにより、飼い主の氏名や連絡先などが把握できるよう明確にしておくこと。所有者明示により、ペットと飼い主がはぐれた場合でも第三者が飼い主を特定でき、早期の返還につながることを期待できる。なお、飼い主の名前や連絡先などが特定出来ない首輪のみの装着は、所有者明示としては不十分である。また、マイクロチップを装着した場合は、環境省のデータベースにマイクロチップ番号と連絡先等を登録し、登録されている情報に変更があった場合には速やかに更新しておくことが必要となる。

○ 放浪動物

災害により飼い主とはぐれるなど、何らかの理由で放浪状態となり、飼い主による飼養管理が受けられなくなったペットを指す。もともとその地域にいた野良犬や野良猫などは含まない。

○ 指定公共機関

災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関。

○ 「自助」、「共助」、「公助」

- ・「自助」：自分自身を助けること。「自分の命は自分で守る」という意味で防災の基本。特に発災直後の行動は、自身の安全を確保するために避難すべきか、そのまま留まるべきかの判断に始まり、自己が所有し管理するペットの安全確保や飼養も自助が原則となる。通常、災害時の対応は、自助が7割とも8割とも言われる。
- ・「共助」：企業、地域の集まりなどのコミュニティのメンバーが共に助けあうこと。自助による個人の安全の確保が前提条件となる。
- ・「公助」：行政機関などの公的機関が援助すること。行政からの支援は初動が遅れる傾向にあるので、「公助」が開始されるまでは実質的に「自助」や「共助」が災害対応上の主体になる。なお、「公助」が開始された後も「自助」が原則となる。

○ 広域支援

大規模な災害の発生時に被災自治体等の機能を復旧し、災害支援活動を開始できるように外部（被災していない自治体等）から支援する仕組み。

支援の内容は、機能復旧や災害支援活動のための人員派遣、意思決定のための情報や資料の提供、災害に関連する情報の収集と発信、現地動物対策本部等の立ち上げのための関係機関等との調整、物資や技術、支援金の支援など多岐にわたる。

○ 受援

支援を受けること。本ガイドラインでは、主に、支援を受ける際に迅速な受入れ体制がとれるように、その方法や手順をあらかじめ検討し、決めておくことについて取り上げる。

○ 指定緊急避難場所

居住者などが災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所で、市区町村長は「災害の種類に応じて適切な避難場所を予め指定しておくこと」とされている。（災害対策基本法第 49 条の 4）

災害の種類には、「洪水」、「崖崩れ、土石流、地滑り」、「高潮」、「地震」、「津波」、「大規模な火災」及び「内水氾濫や噴火（火山現象）」などがあり、種類によって、指定を受けた避難場所が異なることに留意が必要である。また、指定緊急避難場所が指定避難所を兼ねる場合もある。（参照：内閣府による指定緊急避難場所の指定に関する手引き：平成 29 年 3 月 <http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/pdf/shiteitebiki.pdf>）

○ 避難所

避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設のこと。（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第 33 条の 2 第 1 項第 1 号）

○ 指定避難所

避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、市区町村長が指定したもの。（災害対策基本法第 49 条の 7）

○ 一時預かり

災害時に飼い主に代わってペットを一時的に預かること。

飼い主が仕事や自宅の片づけ等で一時的にペットの世話ができない時間帯だけペットを預ける場合や、避難生活期間中はペットを専用の施設に預け、飼い主は別の場所に避難する場合などがある。

また、一時預かりを行う場所は、**動物病院**、**ペットホテル**、ペットサロン、ペットショップなどの他、災害時に用意されたトレーラーハウス等の動物のみを預かる施設が活用される場合がある。

○ 動物保護施設（シェルター）

災害時に被災ペットの一時保管や、負傷動物、放浪動物を収容する施設。自治体の保健所や動物愛護**管理**センター、民間団体が運営する保護施設など既存の動物飼育施設や敷地を利用して被災ペットを収容する場合と、適切な施設などが確保できない場合や既存施設では収容しきれない場合に、臨時に増設または新設して収容する場合がある。

動物保護施設は、災害発生時の緊急時対応を目的とした時限的な施設であり、災害時対応が終息した場合は、発生前の状態に復するのが一般的である。

○ 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、安全な場所まで避難する「避難行動」のこと。

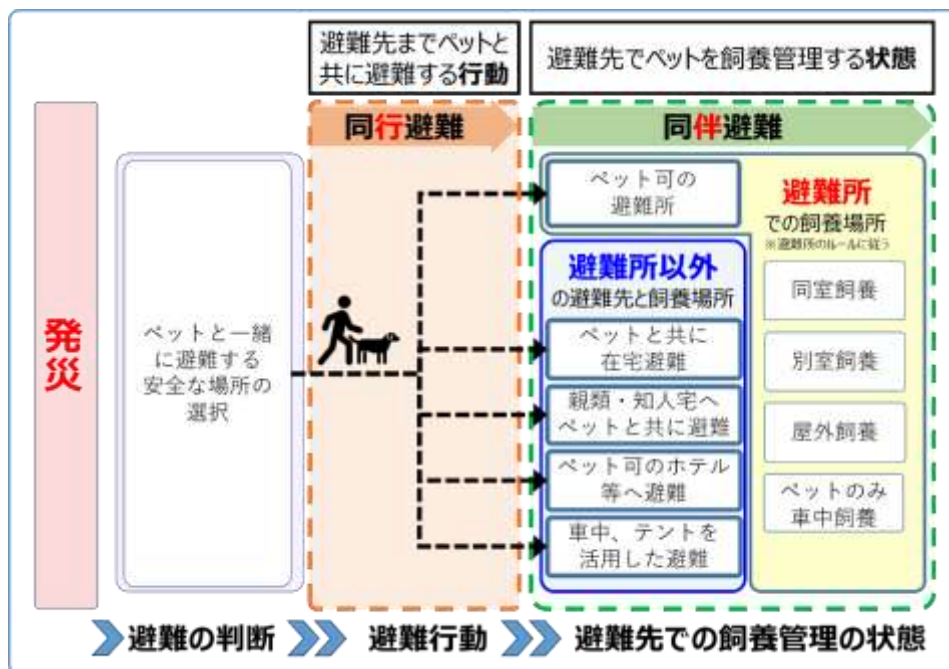
被災者が避難所等でペットを飼養管理すること（状態）を指す「同伴避難」とは意味が異なる。

○ 同伴避難

災害時に、飼い主が飼養しているペットを指定避難所等で飼養管理すること（状態）。ただし、指定避難所等で飼い主とペットが同室で過ごすことを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難施設ごとに異なることに留意が必要である。

また、本ガイドラインでは、避難所等でのペットの飼養環境の違いについて、下記の整理（標記）とした。

- ・ 避難所等で飼い主がペットと同室で飼養可能な場合：「同伴避難（同室飼養）」
- ・ 避難所等で飼い主がペットと別室で飼養可能な場合：「同伴避難（別室飼養）」
- ・ 避難所等でペットを屋外で飼養可能な場合：「同伴避難（屋外飼養）」
- ・ 避難所等でペットを車中で飼養可能な場合：「同伴避難（ペットのみ車中飼養）」



【図】 同行避難／同伴避難

○ 分散避難

指定緊急避難場所や避難所への避難以外にも含め様々な避難行動をとること、またこのような避難行動のあり方は「分散避難」と呼称される。「避難」とは、文字通り「難」を「避」けることであり、小中学校や公民館等の指定緊急避難場所や避難所に行くことだけが避難ではなく、それ以外にも安全な親戚・知人宅やホテル・旅館等の避難先に立退き避難したり、自らの判断で屋内安全確保したりする等、様々な避難行動がある。



【図】分散避難の概念図

○ ペットゾーニング（ペットエリア分け）

避難者の属性やアレルギー等に配慮して避難施設内または応急仮設住宅等においてペットを飼養するエリアを分けること。

○ 現地動物対策本部等

自治体、地方獣医師会、民間団体等が、災害の発生時に被災地において被災ペットや飼い主に対して必要な支援を行うために設置される組織。被災地の被害が大きい場合には、近隣の自治体に設置されることもある。

なお、これまでの災害の際に設置された同様の機能を持つ組織の名称は「動物救護本部」や「動物対策本部」「動物救済本部」などがある。

○ ペット災害支援協議会

(一財)ペット災害対策推進協会 の後継組織として、ペット関連事業者の有志4団体（(一社) ペットフード協会、(一社) 日本ペット用品工業会、(一社) 日本ペットサロン協会、(一

社) 全国ペットフード・用品卸商協会) が設立した団体。現地動物対策本部等からの依頼に基づき、必要な物資の支援を行っている。

総説 3 基本的な視点

1. 災害時の対応は飼い主による「自助」が基本

災害への対応には、いわゆる「自助」、「共助」、「公助」があり、人の災害対策では、何よりも「自助」、次いで「共助」が基本だとされている。大規模な災害ともなれば、発生直後の「公助」に大きな役割を期待することが難しく、まずは「自助」により自分自身の身を守ることが必須になる。

このことは、ペットの飼い主にとっても同じである。災害時に行われる行政機関による支援（公助）では、人の救護が基本であることから、災害の発生当初には、ペットフードや水などの支援ですら困難なことが多い。飼い主はこうした場合にあっては、ペットの安全と健康を守り、他者に迷惑をかけることなく、災害を乗り越えてペットを適正に飼養管理していく責務を負っている。したがって普段から、災害時に必要となる備えをし、地域社会に受け入れられるように、ペットを適正に飼養管理する必要がある。

発災時に、飼い主が自身の安全を確保した上で、災害の状況を見極め、より安全な避難場所を確保するために、ペットと共に避難行動（同行避難など）をとることがペットを守るための第一歩である。自治体によっては、堅牢なマンションなどでの在宅避難を推奨しているところもあるので、あらかじめ、それぞれの自治体における避難のあり方を確認しておくことも必要になる。

また、飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要があることを想定して、平常時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性をもつべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことも飼い主の責務である。

避難先では、ペットの世話やペットフードの確保、飼養場所の管理は原則として飼い主の責任で行うことになる。大勢の人が共同生活を送る避難所や応急仮設住宅（復興住宅等を含む。）において、ペットを原因としたトラブルが生じないよう、ペットを飼養していない避難者に配慮するとともに、ペットの健康と安全を確保するための措置を講じるなど、飼い主には、平常時以上に、適正な飼養管理をするための努力が求められる。

飼い主がペットの防災を考え、十分な備えをすることは、自分自身や家族についても災害に備えることにつながり、「自助」によるペットの災害対策を講じることが、自分自身や家族、さらには地域の防災力の向上にもつながるのである。

2. 支援活動の対象となるペットの考え方

災害が起きた際に、飼い主とペットを支援するために、被災地の自治体が、その災害において支援対象とするペットの考え方や対象地域の条件を速やかに明確にすることは、被災

地の限られた人材や施設、予算などを有効に利用して迅速な支援活動を進めるうえで、また被災地以外の地域や自治体等に必要な支援を要請する上で非常に重要である。

したがって、支援活動の対象となるペットや地域の考え方は、被災自治体が、発災後の早いうちに決定して公表する必要がある。これまでの経験からの一般的な考え方としては、対象となるペットに飼い主がいること、対象とする地域は災害救助法が適用された地域であること、災害により飼い主と放れたペットが数多く放浪した状態にある地域であることなどが挙げられる。なお、保護されたペットを支援活動の対象動物として取り扱う期間は、被災状況や支援活動の進展状況などを勘案して決定する。

3. 自治体が行う災害時のペット対策の意義

災害時に行政機関が担う役割は、一義的には被災者の救護である。このため、ペット対策には手が回らない事態になることも多い。行政機関が行う災害時のペット対策は、被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼養管理できるように支援するものである。

また、被災地で飼い主とはぐれ、放浪しているペットを保護する必要も生じる。これはペットとはぐれた被災者の心のケアの観点から重要なだけでなく、放浪動物がもたらす被災地の生活環境の悪化を防止し、公衆衛生の確保にも寄与する。

自治体が行う災害時のペット対策は、①発災から避難所での避難生活までの間の対策と、②避難所を出た後の応急仮設住宅などでの生活以降の対策の二つに区分できる。全期間を通じて飼い主の責任によるペットの飼養管理が基本になるものの、①では、ペットの一時預かりや避難所での飼養環境の整備などを通じての支援があり、②の段階では、被災者が置かれた状況に応じて、ペットの長期預かりなどのニーズが生じることがある。

ペットを連れた被災者が必要とする支援を自治体が行うことは、ペットの飼い主の早期自立を支援することであり、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。同時にペットを飼養しない多くの被災者とのトラブルを最小化させ、全ての被災者の生活環境の保全を図ることになる。

4. 災害の種類や状況に応じた対策の必要性

災害時における被災自治体での対応は、災害の種類、発生した季節によってもなることから、状況に応じた対策を検討しておく必要がある。

【災害の種類と対応】

■ 地震災害

地震による被害には、津波、建物倒壊、火災の発生、土砂崩れ、液状化現象などがある。特に大規模な震災では発生 3 日程度は混乱状態が続くため、まず身を守るために安全な場

所にとどまることが必要となる。自治体は関係機関と連携し、同行避難の推進、避難所で必要となる飼養支援、放浪度物の保護や負傷動物の保護など様々な役割を担う。

■ 風水害

風水害は台風等による強風や大雨による洪水や土砂崩れなど、複合しておこる災害である。最近では短時間に狭い範囲で非常に激しく降る雨が頻発し、特に宅地等の開発が進んだ都市部では、川の急激な増水や道路や住宅の浸水、道路のアンダーパス等の地下空間の水没といった被害も発生している。

大雨や台風は、地震災害のように突然襲ってくるものではなく、時期、場所、規模など、ある程度予測することができることから、早期避難により被害を軽減できる場合もある。

自治体は、危険が迫る前に早めにペットを連れて安全な避難所や親戚・知人宅、ペット可の宿泊施設へ移動する「早期避難」を勧めることなどの対策を講じる。また災害発生時には、浸水に中での移動は非常に危険であることから、無理に避難するよりも2階など高いところに留まる垂直避難のほうが安全な場合もあることも周知する必要がある。

■ 火山災害

災害の要因となる主な火山現象には、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流、小さな噴石・火山灰、火山ガス等がある。特に、大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流は、噴火に伴って発生し、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険性が高いため、噴火警報や避難計画を活用した事前の避難が必要となる。

また、火山現象に伴う火山灰による影響では、ペットの呼吸器系への障害や結膜炎、皮膚炎などがある。そのため、避難所や動物保護施設では「室内飼育の徹底」や「毛づくろい前のブラッシング・拭き取り」が必要となる。

【夏季・冬季の対策】

■ 夏季：熱中症対策

ペットの飼養場所は屋内での飼育が望ましく、直射日光のあたる窓辺を避け、換気を行い、室温の上昇には十分注意する。人やペットの熱中症を防ぐため、避難所へのエアコン設置・増設、学校体育館の冷房化、網戸活用による換気、ポータブル電源・扇風機の備蓄、水分・冷却用品の配布に加え、日中と夜間の避難所利用の使い分けが推奨される。ペット用のスペースにはスポットクーラー、サーキュレーターなどの活用も有効である。

ペットを屋外で飼養する場合には、日陰のない場所やエアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する。特に車の中でペットを飼養する場合には、熱中症への対策と注意が必要となる。飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な飼養場所に移動させるなどの配慮が必要である。

■ 冬季：寒冷地、積雪対応

冬の災害（大雪、吹雪、寒冷地での地震・停電）に対し、特に雪国や積雪・凍結の恐れがある地域では、平常時からの備えが重要となる。避難所では灯油ストーブや生活燃料の備蓄し、暖房ができる環境を整えることが推奨される。

ペットの飼養場所は、積雪などを避けられる場所、可能であれば屋内が望ましい。室内飼いのペットは寒さに弱いため、特に体温低下に注意が必要である。また、爬虫類や鳥類など、犬猫以外の動物を避難所で扱う場合には特に温度管理は重要となる。ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布、使い捨てカイロの使用など応急的な保温対策も検討する。

■ 避難行動を取ることが難しい地域での避難

例えば島嶼部や山間部などの一部の地域では、災害等の発生時に一般的な避難行動を取ることが難しい場合もある。こういった地域でペットを飼育する際には、いざという時にどこへどうやって避難するのか、飼い主自らが事前に考え、把握しておく必要があり、ペットをケージでの移動等に慣らしておくことや、避難ができるまでの期間を耐えられるだけの飼養物資の備蓄などが飼い主の責務として求められることになる。

また、島嶼部、山間部といった地域に限らず、災害等の状況によっては人命優先で動かざるを得ない場面に直面することもあり得る。飼い主には、ペットと同行避難をしたくても難しい状況になることがあり得るということを理解、覚悟のうえでペットを飼うことが求められる。

5. 多様な主体の連携と協働

大規模な災害時に自治体は、避難所の運営などに数多くの人員を割かれるため、平常時には行えていた動物の保護などができなくなることが多い。

現地動物対策本部等は、自治体と地方獣医師会などで作る組織だが、その立ち上げを地方獣医師会が率先して主導することで、発災直後は、ペットに対する活動が困難になりがちな自治体が主導するよりも円滑な立ち上げと支援が可能になる場合がある。したがって、被災者に対して早急で円滑な支援をするためには、災害発生直後の活動のあり方を、あらかじめ関係機関や団体の間で定めておくことが重要である。

また、災害の発生時には多くの民間支援団体が被災地に入るが、ペットを対象とした支援の場合は人間の救護の場合とは異なり、活動のルールや行動規範がまだまだ明確ではない。現地での活動をより効果的なものとするためには、被災地において民間支援団体等の活動を調整しコーディネートする機能が必要であり、そうしたコーディネート体制のあり方についても検討し準備しておく必要がある。

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要である。自治体や地方獣医師会は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことで、自らの

地域が被災したときはもちろんのこと、他の地域で広域からの支援が必要になった際にも、受援側が安心して委ねられる広域支援の実施が可能となる。

6. 広域支援の考え方

大規模な災害の際に被災地は、人や建物、インフラなどがともに大きな被害を受けるが、地域の中核となる都市が被災した場合は、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴う。したがって、今後、発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、県庁所在地等の直下を震源とする地震が発生した場合などは、自治体や地方獣医師会が被災し、現地動物対策本部等の活動が速やかに開始できないこともある。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時の飼い主とペットの支援活動の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制が取れるように、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要である。また、そうした広域の支援を円滑に機能させるためには、各自治体や地方獣医師会等が、前もって受援のあり方も検討し、他の地域からの支援の速やかな受け入れが可能になるように、受入れ条件や環境を整備しておくことが望ましい。

コラム：なぜ、同行避難が必要なのか？

災害時には人命が**最優先**である。そのうえで、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難をすることは、動物愛護の観点のみならず、飼い主の**迅速な避難**や、**飼い主の**心のケアの観点からも重要である。このことは、平成7年の阪神淡路大震災の活動報告書「兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録（兵庫県南部地震動物救援本部活動の記録編集委員会編.1996）」でも述べられている。また、平成12年の三宅島噴火被害や平成23年の東日本大震災では、放浪状態のままに放置されて野犬化した犬が住民に危害をもたらす恐れや、**避妊**や**去勢処置**がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系や野生生物に影響を与えるなどの恐れが生じたため、被災地に人員を派遣して、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。

こうした事後の問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推進することは必要である。

しかし、当然のこととして、飼い主とペットが安全に避難するには、飼い主自身の安全の確保が大前提となる。東日本大震災では、いったん避難した飼い主がペットを避難させるために自宅に戻り、津波に巻き込まれたケースや、発災が平日の昼

間だったことから、飼い主が自宅にいなかったケースもあった。このように、災害が起こった時に飼い主がペットと一緒にいるとは限らないことや、人命を優先させるためにやむを得ずペットを自宅に残して避難せざるを得ない状況もあること、また、不測の事態によりペットとはぐれてしまうケースなどがあることも想定しておく必要がある。

こうした状況を踏まえた時、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等が飼い主の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、ペット飼養者だけでなく、被災者全体が安心して安全に避難するためにも重要である。

総説 4 災害時のペット対策に係る法制度等の整備状況

行政機関による災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）である。政府は、「防災基本計画」を定め、その基本計画に基づいて、各省庁等において所掌分野別の「防災業務計画」を策定する他、都道府県や市区町村は「地域防災計画」を策定する。地方公共団体が「地域防災計画」を策定する際には、「防災業務計画」も参考にすることとなっている。

平成 26 年 1 月の「防災基本計画」の修正において、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を踏まえて、平成 28 年 8 月、環境省の「防災業務計画」においても、災害時のペット対策に関する記述が強化され、自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項に、次の 2 項が追加されるとともに、「地域防災計画」の策定にあたっては、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（改訂後は、本ガイドライン）」を参照することも追記された。

- 1) 災害予防：飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、救護活動の方法及び関係機関との協力体制の確立等に関する事項（現地動物対策本部の設置に関する事項を含む）
- 2) 災害応急対策：被災した家庭動物の同行避難の把握などの情報収集、被災した家庭動物の保護収容、避難所及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正な飼養、危険動物の逸走対策、動物由来感染症上必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分の方法等に関する事項

さらに、令和 6 年能登半島地震の震災対応を踏まえて、令和 6 年 6 月に修正された「防災基本計画」において、家庭動物に関することで多くの項目が追記された。市町村は「必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。」とされ、市町村が行う努力義務として、「指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握を行うこと」などが新たに追加された。また平常時からの指定避難所における家庭動物の受入方法等の周知徹底なども追加されている。

一方、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）では、平成 24 年 9 月の法改正により、法第 6 条に基づき都道府県が策定する「動物愛護管理推進計画」に定める事項として災害時対策が追加されるとともに、第 38 条の動物愛護推進員の役割には、「災害時に、国または都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等の協力に関する施策に必要な協力をする事」が追加された。

また、改正法を踏まえて、平成 25 年 8 月に改訂された「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」では、2 施策別の取組に(8)災害時対策、②講ずべき施策として以下が記載されている。

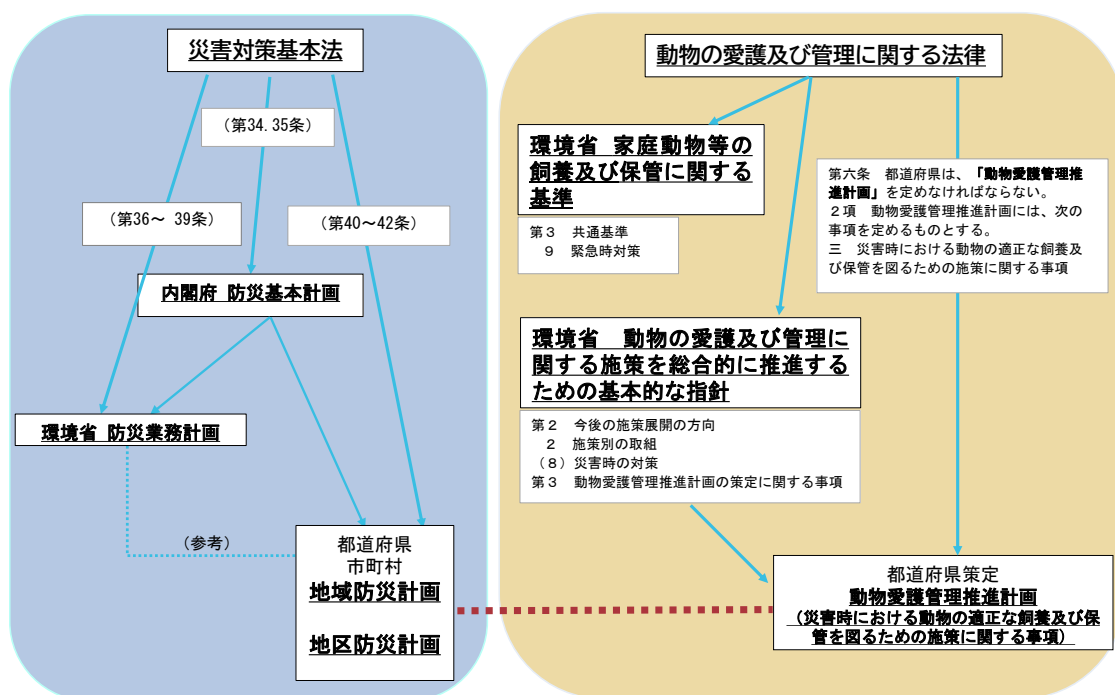
ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置づけを明確化すること等を通じて、所有者(飼い主)責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

現在、各自治体において、国の「防災基本計画」を踏まえ、環境省等の「防災業務計画」や「動物愛護管理基本指針」を参考として、「地域防災計画」が修正され、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。

現行の防災対応に係る体系図



総説 5 平常時と災害時におけるそれぞれの役割

1. 国の役割

◆ 国が行う活動内容の例

平常時

- ・ 家庭動物の適正な飼養や同行避難など、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ 自治体への災害対策や過去の事例に関する情報の提供、災害対策の支援
- ・ 災害対策に関する関係機関等との連絡調整

災害時

- ・ 避難所における家庭動物のためのスペースの確保、応急仮設住宅における家庭動物の受入れ、被災した家庭動物の保護、危険動物（特定動物など）の逸走対策、動物伝染病の予防など衛生管理を含めた動物の管理などについて、被災地の都道府県等と連絡調整し、被災状況や被災ペット支援活動の状況などに関する情報を収集して提供
- ・ 必要な際の災害現地への職員の派遣と各種支援活動の実施
- ・ ペット災害支援協議会との連絡調整
- ・ 関係機関等との災害に関する連絡調整、支援の要請や調整など

国は、都道府県等の動物愛護管理担当部署や現地動物対策本部等、ペット災害支援協議会、その他関係機関・団体と連絡・調整し、被災地での人とペットの災害対策を支援する。

2. 自治体の役割

(1) 都道府県、**指定都市**、**中核市**（以下、「都道府県等」という。）

◆ 都道府県等が行う対策の例

平常時

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- ・ 災害時のペット対策に関する連携体制の整備（災害協定、現地動物対策本部の体制、人材育成）
- ・ 関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時の被災ペット支援活動に関する連携体制の整備に係る調整
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する、関係市区町村等との調整
- ・ 動物収容施設を設置するための候補地の検討
- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 必要物資の備蓄と更新
- ・ 動物由来感染症対策

災害時

- ・ 危険動物の逸走などに係る対応（特定飼養施設の破損、特定動物の逸走状況などの確認、逸走時の対応など）
- ・ 被災者と被災ペットについての情報収集
- ・ 関係部局、国、他の自治体、地方獣医師会やペット災害支援協議会等との連絡調整やこれらへの支援要請
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅におけるペットとの同行避難の実態調査
- ・ 被災地区町村への、ペットとの避難や保護に係る指導と助言
- ・ 避難動物、放浪動物などに関する相談窓口の設置
- ・ 動物愛護推進員への協力の要請など
- ・ 獣医師の派遣依頼と派遣調整
- ・ 現地動物対策本部等の設置の検討
- ・ 放浪動物や負傷動物の保護収容、返還や譲渡活動
- ・ 被災住民への被災ペット支援活動に関する情報の提供
- ・ 避難に関わる情報の収集、適正な飼養の指導
- ・ 動物由来感染症の防疫と予防
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整と受け取り

自治体は災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発する。

また、被災ペットの支援活動が必要な場合に備え、各行政機関や関係団体と連携して円滑な支援活動が協働できるように、地方獣医師会や民間団体、企業等と災害時の協定を締結しておく。さらに現地動物対策本部等の設置に向けた連携の準備や、災害の発生直後に、自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の体制も検討し、自治体間で協力して、広域で対応する体制の整備も検討しておくことが望ましい。

なお、動物愛護管理法に基づく動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難や保護等に関する協力が規定されていることを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制も構築する。

災害が発生した際に自治体は関係機関と連携して、同行避難の推進、避難所での必要な飼育支援、放浪動物の保護や負傷動物等を救護するなど様々な役割を担う。自治体によるこれらの活動は、被災した飼い主への支援という観点から重要であり、ひいては、ペットを飼養しない被災者を含む全被災者への総合的な災害対策としても重要である。

都道府県等は、各自治体が策定した災害に関する計画や、次に掲げる項目などを参考に必要な対策を検討しておく。

(2) 市区町村（指定都市、中核市を除く）

◆ 市区町村が行う対策の例

平常時

- ・ ペットの適正な飼養や災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練
- ・ 避難所、応急仮設住宅へのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討と調整、住民への周知

災害時

- ・ ペットの同行避難者の指定避難所などへの避難誘導と支援
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養状況などに関する都道府県等への情報提供
- ・ 指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援
- ・ 都道府県や現地動物対策本部等が行う被災ペット支援活動の要請と連携協力
- ・ 被災住民などへの被災ペット支援活動に関する情報の提供

市区町村は、各自治体が策定した災害に関する計画や、都道府県等や現地動物対策本部等からの要請に応じ、次の事項の実施を検討する。

3. 獣医師会の役割

(1) 日本獣医師会

(公社)日本獣医師会は、令和8年2月に指定公共機関に指定された。これを受け、大規模災害時における被災動物対策及び飼い主支援、公衆衛生対策、被災地の獣医療支援などにおいて国と連携した組織的対応を担うこととしている。

◆日本獣医師会が行う主な支援と協力の例

平常時

- ・ 災害対策のあり方検討と啓発
- ・ 災害対応獣医師の養成
- ・ 飼い主への普及啓発
- ・ 災害対策訓練の実施

災害時

- ・ 被災地動物対策本部 事務局への支援
- ・ 被災地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

1) 平常時

■ 災害対策のあり方検討と啓発

過去に対応した活動内容を整理分析し、日本獣医師会及び地方獣医師会が平常時に備えておくべきことや、発災時の効果的な活動方法について検討するとともに、地方会に啓発していく。(日本獣医師会危機管理室)

■ 災害対応獣医師の養成

災害発生時に、被災動物及びその飼い主への獣医療支援を行うとともに、被災地・避難所での公衆衛生対策等の助言・指導を行い、衛生環境の悪化や動物に起因するトラブルを未然に防ぐことができる獣医師を養成、認定する。(災害獣医療獣医師講習会)

■ 飼い主への普及啓発

愛玩動物の飼い主に対して、ペットの災害への備えに関する啓発を行うことで、飼い主自身の防災意識を高め、結果、地域の防災力を向上させることを視野に普及啓発活動を行う。(動物愛護週間中央行事・東京都総合防災訓練)

■ 災害対策訓練の実施

年に1回、全国の獣医師会の防災担当者が集い、机上訓練を行う。(日本獣医師会学会年次大会)

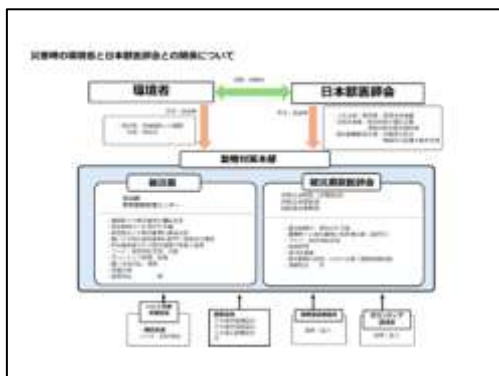
2) 災害時

■ 被災地動物対策本部 事務局への支援

- ・被災地動物対策本部の立ち上げ支援
- ・対策本部の活動を補助する人員・獣医師の派遣
- ・地方獣医師会事務局機能の代替（支援受付窓口の一本化等）
- ・被災飼い主向け広報物の印刷等
- ・支援事業で使用する様式・要領等の提供
- ・過去の災害対応実績等による参考情報提供
- ・関係機関等との連携による物資・資材確保と配送の手配

■ 被災地動物対策本部 被災者・被災動物への支援

- ・情報の収集・伝達
- ・避難に関する飼い主への助言
- ・避難所等（在宅避難を含む）での飼養衛生管理等の助言
- ・逸走動物の保護収容やペットの一時預かりに関する支援
- ・被災動物の飼い主への経済支援
- ・動物由来感染症の予防等に係る動物の管理対策への協力
- ・被災地での衛生対策への助言



コラム：指定公共機関としての日本獣医師会

2026年2月17日に公益社団法人 日本獣医師会が指定公共機関に指定されています。災害対策基本法においては、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定するものを指定公共機関と位置付けており（第2条第5号）、防災業務計画の策定を始めとして、災害予防・応急対策・復旧等において重要な役割を果たすことになっています。

(2) 地方獣医師会

◆ 地方獣医師会が行う活動内容の例

平常時

- ・ 災害に備えたペットの健康管理などに関する飼い主への啓発
- ・ 動物由来感染症対策
- ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ 協力が可能な動物病院や獣医師のデータベースの作成
- ・ 自治体や近隣地方獣医師会との災害時の協定に係る調整

災害時

- ・ 都道府県等が実施する被災ペット支援活動への協力
- ・ 動物由来感染症の防疫と予防
- ・ 現地動物対策本部等を設置した際に、本部構成団体として自治体と連携して被災ペット支援活動を実施
- ・ 避難所などへの獣医師の派遣と避難動物の健康管理、公衆衛生対策に係る支援
- ・ 飼養困難なペットの一時預かりや譲渡の支援
- ・ 負傷動物などの治療や保管
- ・ 近隣地方獣医師会への支援要請（人材派遣、一時預かり、譲渡など）

地方獣医師会は、自治体や関係団体と連携し、(公社)日本獣医師会が作成した「災害時動物救護の地域活動マニュアル策定のガイドライン」(改定作業中)を参考に各地方獣医師会が作成する災害対策に関する計画やマニュアルなどに沿って協力や支援をする。

大きな災害に見舞われたときには、自治体が人の救護などに忙殺され、ペットへの対応などができない場合があるため、地方獣医師会が現地動物対策本部等の構成団体の場合には、積極的に対策本部の設置に努めることが望ましく、本部の設置後は構成団体として被災ペット支援活動等を行う。また地方獣医師会は、避難所などにおけるペットの治療、健康管理に関する飼い主からの相談の受付など、被災地での獣医療に関わる支援を担う。

なお獣医師自らが被災して十分な支援が行えない場合も想定し、平常時から、近隣の地方獣医師会と災害時の連携などについて、検討しておくことが望まれる。

4. 民間団体・民間企業等の役割

(1) 民間団体

◆ 民間団体が行う支援や協力の例

平常時

- ・ 災害に備えたペットの適正な飼養などについての、飼い主への普及啓発への協力
- ・ ペットの同行避難も含めた避難訓練への協力
- ・ ペット災害支援協議会などの他の民間団体との協力関係の構築

災害時

- ・ 救援物資の配布協力
- ・ ペットの一時保管先や避難所、応急仮設住宅でのペットの飼養管理の支援
- ・ 所有権が放棄されたペットの新しい飼い主探しへの協力
- ・ ボランティアの管理などへの協力
- ・ その他、自治体等が必要とする支援への協力

民間団体とは、動物愛護団体をはじめとした動物に関連した民間の団体のことである。これらの民間団体は、平常時から所在地の自治体等と協力関係を築き、災害時に自治体等が必要とする支援や協力をすることが望ましい。そのために、発災時に自治体等と協働して行う活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効である。

現地動物対策本部等の構成団体になっている場合などは、自治体や地方獣医師会等の要請のもとで、次に掲げる支援や協力を検討する。

コラム：愛玩動物看護師の役割

令和元年6月に施行された愛玩動物看護師法により、国家資格となった「愛玩動物看護師」。この資格を持つ者は、農林水産大臣及び環境大臣の免許の交付を受けて、愛玩動物^{*}の診療の補助、愛玩動物の世話や看護、愛玩動物の愛護や適正な飼養に関する助言その他支援の業務を担う。愛玩動物看護師のカリキュラムには災害時の危機管理の在り方等が含まれており、避難所や仮設住宅、一時預かり施設等でのペットの飼育環境等に対して、助言や支援を担う役割が期待されている。

※愛玩動物：犬、猫 その他政令で定める動物<オウム科、カエデチヨウ科、アトリ科>

コラム：令和6年能登半島地震における民間団体の活動の例

■ 日本レスキュー協会の被災動物対応活動

(ア) 人的支援

- ・ 避難所・在宅・車中泊・仮設住宅・ペット支援拠点にいるペット飼養世帯に対し、ペットに関する困りごと調査及びしつけ対応を実施

(イ) 支援物資の調達・提供

- ・ペット用品の提供（フード、おやつ、トイレ用品、ケージ類など）

■ ピースウィンズ・ジャパンの被災動物対応活動

（ア）人的支援

- ・「わんにゃんデイケアハウス珠洲」利用者に対して、また珠洲市のペットを飼われている方全員に対して、トリミング支援を行う際、車の運転ができない高齢者の方に対して、送迎を実施
- ・ペットと同伴で避難できる避難所を開設

（イ）支援物資の調達・提供

- ・全避難所を回って物資支援を実施（発災後約2か月間）
- ・珠洲市において、飯田公民館に避難所を開設し、ケージ、ペットフード、トイレシートなどの物資支援を実施

(2) 民間企業等

◆ 民間企業が行う主な支援と協力の例

平常時

- ・ ペット用品などの災害支援準備（備蓄など）
- ・ 地元自治体や地方獣医師会等との連携と協力
- ・ 災害の発生に備えた動物取扱業者同士の連携や協力体制づくり

災害時

- ・ ペット用品などの提供
- ・ 専門的な人材の派遣や機材、車両などの提供による技術や動物輸送の支援
- ・ 被災した動物取扱業者等が管理する動物の移動や保管などへの協力と互助

民間企業とは、主に動物取扱業者やペット用品販売業者、ペット用医薬品販売業者やその他、ペット産業に関連した業界団体等である。民間企業は、自治体等が平常時から検討するペット用品などの備蓄や人材派遣に協力することが望ましい。

また、自治体や地方獣医師会、現地動物対策本部等が必要とする獣医師や動物看護師、ドッグトレーナー、トリマーなど、動物の専門的知識や技術を有する人材派遣への協力や、必要な救援物資の供給などを平常時から検討しておくことが望ましい。

(3) ペット災害支援協議会

◆ ペット災害支援協議会が行う主な支援と協力の例

平常時

- ・ 一般飼い主向けの普及啓発
- ・ 業界内での情報共有と普及啓発
- ・ 自治体等との連携構築

災害時

- ・ 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（無償提供）
- ・ 被災地動物対策本部（自治体、地方獣医師会等）への物資提供（有償提供）
- ・ 支援物資の輸送
- ・ 被災したペットのトリミング等サービスの提供

ペット災害支援協議会は、令和元年12月31日をもって解散した一般財団法人ペット災害対策推進協会に代わり、被災地動物対策本部からの依頼に基づき、ペットの飼養に必要な物資を支援する**ボランティア組織**である。一般社団法人ペットフード協会、一般社団法人日本ペット用品工業会、一般社団法人日本ペットサロン協会、一般社団法人全国ペットフード・用品卸商協会の4つの業界団体から構成されている。

なお、あくまでもボランティアとしての活動であり、必ずしも希望する商品が手に入るというわけではない。また、物資の支援期間は「被災地動物対策本部が寄附金で必要物資を購入できるまでの間（概ね1か月）」とされている。また、災害時は交通網の復旧状況にも左右されるため、物資の到着まで2、3週間程度かかる場合もある。処方獣医師の指導が必要となる医療食や国内で生産されていないケージについては、支援の対象外となっている。**一方で**、避難所への巡回グルーミングのサービスなども実施していて、平常時においてはイベント等での一般飼い主向けのペット防災等の啓発や、自治体との連携の構築や拡大なども行っている。

コラム：ペット災害支援協議会の支援活動の支援活動例

(ア) 人的支援

- ・ 輪島市及び志賀町において、避難所のペット飼養施設利用者及び地域のペット同居避難者を対象に、ペットのケアグルーミング（シャンプー、コーミング、カット等）を実施
- ・ 志賀町および珠洲市に設置したトレーラーハウスの内装整備作業

(イ) 支援物資の調達・提供

- ・ 環境省や（公社）日本獣医師会等の関係団体からの支援要求による必要物資の支援

<支援内容>

- ・ケージや衛生用品等 計 85 品目のペット用品
- ・巡回カーによる災害支援協議会提供物資の 38 品目のペット用品の配付
- ・ペットフードを 6 トン提供

5. 現地動物対策本部等の役割

◆ 現地動物対策本部等が行う活動内容の例

平常時

- ・ 現地動物対策本部等の組織体制の検討（本部長などの役職や活動での役割分担など）
- ・ 設置要綱や活動規定等の準備（本部設置のタイミングや活動内容など）
- ・ 支援金の受入れ口座等の準備
- ・ 構成団体間の連絡体制の整備

災害時

- ・ 情報収集と関係機関への連絡、広報活動（ペット災害支援協議会への支援要請と調整を含む）
- ・ 物資の調達と配布
- ・ ボランティアの確保・配置・管理
- ・ 支援金の募集と活用
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れに関わる市区町村への要請
- ・ 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養・管理の支援
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 保護が必要な動物への対応
- ・ 動物保護施設の設置や運営
- ・ 被災ペットの治療や一時預かり、譲渡などに係る、動物病院への協力要請
- ・ 人材や物資、活動資金、技術支援、情報提供の要請

現地動物対策本部等は、自治体や地方獣医師会、民間団体などで構成された、災害時に被災地で緊急対応として被災ペット支援活動を担う組織だが、平常時から体制を整備して、災害発生時の本部の設置のタイミングや活動の在り方を、関係機関や団体の間であらかじめ定めておくことで、発災直後に迅速な活動が開始でき、円滑な被災者支援に結びつけることができる。

災害の発生時に、自治体や地方獣医師会等は現地動物対策本部等の設置の必要性を判断し（平常時に現地動物対策本部等の設置のタイミングが合意されている場合はその合意のタイミングによる。）、本部を設置する場合は構成団体や機関と調整して、飼い主支援や被災ペット支援活動などをするために、次の各項目に係る活動を行う。

6. 飼い主の役割

◆ 飼い主が行うべき対策の例

平常時

- ・ 住まいや飼養場所の防災対策
- ・ ペットのしつけと健康管理
- ・ 避妊・去勢処置
- ・ ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップなどによる所有者明示）
- ・ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ・ 避難所や避難ルートの確認などの準備
- ・ 避難所以外の避難先やペットの預け先の確保
- ・ 飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築
- ・ 避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施
- ・ 携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴など）

災害時

- ・ 人とペットの安全確保
- ・ 避難が必要な際のペットとの同行避難
- ・ 避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養（飼養マナーの遵守と衛生管理、ペットの健康と安全の確保など）

災害の発生時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。そのために、飼い主がペットの防災を考えることは、ペットだけではなく飼い主自身の災害対策を考えることに他ならない。飼い主が自らの安全を確保できるように備えることで、災害時にもペットを適切に飼養することが可能になる。

自治体や現地動物対策本部等（以下、「自治体等」という。）による災害時のペット対策での支援は、しつけや健康管理など、平常時に飼い主が十分な飼養管理の責任を果たしていることが前提となっている。災害の発生時に避難所などに避難するような場合には、動物由来感染症等が他の避難者やペットに感染しないようにすると共に、各避難拠点が定めたペット管理のルールを遵守する必要がある。そのために健康面やしつけを含めた、ペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になる。また、多数のペットを飼養する時は、同行避難することが可能な頭数か否かについても、十分に検討しておく必要がある。

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利に付随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。

<扉>

【本 編】

■ 【本編 1—1】 一般飼い主への普及啓発

災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。そのために自治体等は、平常時から飼い主に対し、災害に対する備えとしてのペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について普及啓発しておく必要がある。飼い主に普及啓発すべき事項として、「1. 平常時の備え」、「2. 災害発生時の行動」を以下に示した。

1. 平常時の備え

(1) 防災対策

<実施項目>

◎住まいの防災対策

- ・家具や飼育ケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・屋外飼養の場合は、飼養場所の安全確認（外塀やガラス窓の近くを避ける）
- ・ケージ、クレートなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

<解説>

災害時にペットを守るためには、まず飼い主が無事であることが前提となる。地震対策であれば、住まいの耐震強度の確認や補強、家具の固定など、まずは飼い主の身の安全のために備える必要がある。その上で、室内飼養でペットの飼育ケージを置く場所を決める際には、固定した家具のそばに配置したり、重量のある物がサークル内に落ちてこないような配慮をすることがペットの安全の確保につながる。

室内に放し飼いに行っている場合、十分な耐震性を備えた建物であれば、ペットが逃げ込める場所として、地震対策を講じた一室や、押入れ用家具を固定・補強した押入れの下段のスペース、柱の多いトイレのドアを開けて固定するなどし、自宅内で比較的的安全性が高い場所をあらかじめ用意することが、安全の確保につながる。

犬を屋外で飼養している場合は、飼養場所の周囲にブロック塀やガラス窓、倒れやすい建物など、破損や倒壊のおそれのあるものがないか、土砂崩れの危険性はないかなどを確認しておく。

雨による増水被害が度々生じる地域では、天気予報に注意し、あらかじめ飼養場所を移動させたり、増水した際にも難を逃れられるように係留方法を工夫し、飛び上がれる場所を用意するなどの対策を講じておく。

また逸走防止のために、犬の場合には首輪や鎖が外れたり切れたりして逃げ出すおそれがないかを確認する。

(2) ペットのしつけと健康管理

<実施項目>

犬の場合

- ・ 「待て」「おいで」「お座り」「伏せ」などの基本的なしつけを行う。
- ・ ケージなどの中に入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 不必要に吠えないようにしつける。
- ・ 人や他の動物を怖がったり攻撃的にならないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 狂犬病予防接種に加え各種ワクチンを接種する。
- ・ 犬フィラリアやノミダニなどの寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ シャンプーやトリミングにより身体を清潔に保つ。
- ・ 避妊・去勢措置を行う。

猫の場合

- ・ ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように、日頃から慣らしておく。
- ・ 人やほかの動物を怖がらないように慣らしておく。
- ・ 決められた場所で排泄ができるようにする。
- ・ 各種ワクチン接種を行う。
- ・ 寄生虫の予防、駆除を行う。
- ・ 避妊・去勢措置を行う。

<解説>

発災時に飼い主がペットを連れて避難しようとしても、ペットがパニックになり、いつもと違う行動を取る可能性がある。こうした状況下で、人とペットがすみやかに避難するためには、普段からキャリーバッグなどに入ることを嫌がらないことや、犬の場合は、「待て」、「おいで」などのしつけをしておく必要がある。

避難所でのペットの飼養においては、人や他の動物を怖がったり、むやみに吠えたりしないこと、ケージやキャリーバッグに慣れていること、決められた場所で排泄ができることなどが必要になる。社会化やしつけは、他人への迷惑となる行動を防止するとともに、ペット自身のストレスも軽減することにつながる。

避難所や動物保護施設では、ペットが体調を崩し、下痢や嘔吐、食欲不振などのストレス兆候を示すことが報告されている。また、他の動物との接触が多くなることから、感染リスクも高くなる。普段からペットの健康管理に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫を駆除するとともに、トリミングなどを行いペットの健康と衛生を確保する。

さらに、逸走時の繁殖を防止するために、**避妊・去勢**措置を実施しておく。**避妊・去勢**措置には、性的ストレスの軽減、感染症の予防、無駄吠えなどの問題行動の抑制などの効果もある。

(3) ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）

<実施項目>

- ・ 首輪等への迷子札の装着
- ・ 首輪等への鑑札の装着（犬の場合の義務）
- ・ 狂犬病予防注射済票の装着（犬の場合の義務）
- ・ マイクロチップの装着の検討（未装着個体）
- ・ マイクロチップへの飼い主情報の登録（装着済個体）

<解説>

ペットが逃げ出さないように日頃から十分な対策を講じておくことが前提だが、災害発生時には、ペットと離れ離れになってしまう場合もあるため、ペットが保護された際に飼い主の元に戻れるように、所有者明示をしておく必要がある。外から見えて誰でもすぐわかる迷子札などをつけるとともに、脱落のおそれがなく、確実な証明となるマイクロチップを装着し、環境大臣に所有者情報の登録を行っておくことで万一はぐれた際の返還の可能性を高めることが出来る。

なお、犬の場合は狂犬病予防法に基づき、鑑札（自治体が発行する登録の証明）と狂犬病予防注射済票を飼い犬に装着する義務がある。

コラム：マイクロチップについて

- 迷い犬猫の返還や適正飼養の推進を目的に、動物愛護管理法の改正において、2022年6月からブリーダーやペットショップなどで販売される犬と猫について、マイクロチップの装着と国（環境大臣）への登録が義務付けられた。登録された情報は国のデータベースで一元管理されている。
- マイクロチップは、直径1.4mm、長さ8.2mm程度の円筒型で、犬や猫では首の後ろ（背部肩甲骨間の尾側寄り、正中線よりやや左寄り）の皮下に専用注射器で埋め込むのが一般的。一度装着すれば、首輪や迷子札のように外れて落ちたりする心配が少なく、より確実な身元証明になる。
- マイクロチップには15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、マイクロチップリーダー（読取器）をあてると、その数字が表示される。この番号とデータベースに登録されている飼い主の情報を照合することで、逸走して保護された際にも、飼い主の元に戻ってくる可能性が高くなる。
- マイクロチップが装着、登録された犬や猫を家族に迎えたら、必ず飼い主は「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」で変更登録の申請を行い、飼い主を変更し、住所や電話番号などの飼い主の情報を入力しておく必要がある。転居などの理由で登録され

ている情報に変更が生じた場合も、登録事項の変更の届出を行い、常に正しい情報にアップデートしておく必要がある。

●避難が長期化し、住所等の変更が生じる可能性を考慮し、避難の際にはマイクロチップの登録証明書を持っていくこと。

犬と猫のマイクロチップ情報登録システム



URL : <https://reg.mc.env.go.jp/>



マイクロチップリーダー



マイクロチップ

(4) ペット用の避難用品や備蓄品の確保

<実施項目>

- ・ ペットの避難用品の準備

<解説>

在宅（自宅）避難では勿論のこと、避難先においてもペットの飼養に必要なものは、飼い主が用意しておく必要がある。避難指示などが出た場合に安全に避難場所まで避難できるように、リードやキャリーバッグなどの移動に必要な用品を準備しておく。それとともに、ライフラインの被害や避難生活に備え、ペットの飼養に必要な物資を備蓄し、必要な場合には持ち出せるようにしておく。指定避難所などにペット用の救援物資が届くまでには時間がかかることがあるため、少なくとも5日分（できれば7日以上）は用意しておくことよい。特に、療法食などの特別食を必要としているペットの場合は、さらに長期間分の用意が必要である。

また、救援物資は普段使用しているペットフードと同じ物が手に入るとは限らないため、ペットが好き嫌いなく救援物資を利用できるように日頃から備えておくことも飼い主に求められる。

備蓄品には優先順位を付け、優先度の高いものは避難時にすぐに持ち出せるようにし、人の避難用品とともに保管する。

なお、重い物、大きな物などは避難の妨げになるため、いったん避難した後で安全を確認してから持ち出せるように、屋外倉庫や駐車場など、保管場所を工夫する。

コラム：多頭飼育について

多くのペットを飼養する場合は、避難用品や備蓄品の数量も頭数に応じて多くなる。また、飼い主自身が同行避難できる頭数には限りがあるため、全てのペットの安全を確保することが困難になる可能性が高い。多頭飼育にはこのようなリスクがあることを飼い主は平常時から認識するとともに、災害時に備えた飼養管理の方法についても検討すべきである。

(5) 情報収集と避難訓練

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策に関する相談窓口の確認
- ・ 避難所でのペット受入れ状況の確認

<解説>

飼い主は、避難指示などが出た場合に備え、あらかじめ自治体の広報誌、ウェブサイトなどで住んでいる地域のハザードマップを確認し、被害想定を把握して対策を講じる。また防災計画、災害時の指定緊急避難場所、指定避難所の所在地、避難ルートなどを確認しておく。さらに指定避難所にペットを連れて行く際の注意事項や救援物資の受け取り場所なども、あらかじめ管轄の自治体に確認しておく。

実際に家族単位でペットを連れて指定緊急避難場所へ行く訓練を行い、所要時間や危険な場所、複数のルートなどをチェックしておくことで、より安全に避難することができる。

(6) 自分に合った避難行動を把握（分散避難関係）

<実施項目>

- ・ 飼い主による飼養環境の選択

<解説>

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

■自宅での飼養

地震などの発災後、自宅の安全性が確認され、自宅で継続して居住できると判断した場合に、避難所などのような他所ではなく、自宅で避難生活を行うこと。避難生活の基盤が自宅にあれば、食事や入浴などの支援を避難所等で受けていたとしても在宅避難にあたる。なお、災害時に被災者が集中し、指定避難所への収容が困難になる可能性がある大都市部などでは、強固な建築物などに居住する住民に対しては、在宅避難を薦めている自治体もある。

■車、テントの中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手する。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

■親類、知人宅での飼養

自宅の安全性が確保できない場合に、避難所ではなく被災していない地域の親戚や友人などの住宅に避難し、避難先の親類や友人の協力を得てペットを飼養する。平常時から災害時の行動等について避難先となる親類や友人と取り決めておくことが重要となり、被災していない地域へ避難した場合には、物資の調達や飼養環境の維持管理を飼い主責任の下で行うほか、被災ペット支援に関する情報の収集にも気を配る必要がある。

■ペット可のホテル等での飼養

避難先としてペット可のホテル等を利用し、施設のルールに従ってペットを飼養する。ペットの飼養環境や食事等の生活物資はある程度整っていることが予想されるが、多くの施設は有料であり、避難生活が長引くほど費用がかかることに注意が必要となる。また、発災直後は施設自体も被災している可能性があり、宿泊（避難）の予約を取ることが困難な場合

も多い。

■施設などに預ける（一時預かり）

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もある。その際には、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

(7) 在宅避難

<実施項目>

- ・ 自宅の安全性の確認
- ・ 災害に備えたペット用品の備蓄

<解説>

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、避難所の生活者と比べ支援物資や情報を入手する機会が少ないため、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くことも必要となる。飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もあるが、家屋倒壊等の二次災害の危険がある場合には、この方法を避けるように注意する。

(8) 家族や地域住民との連携

<実施項目>

- ・ 連絡方法や集合場所の確認
- ・ ペットの避難方法や役割分担の確認
- ・ 留守中の対処方法と協力体制の確認
- ・ 緊急時のペットの預け先の確保
- ・ 物資の持ちよりや共同飼養などの申し合わせ

<解説>

地域で災害対策の会合や避難訓練を行うときなどに、ペットを連れて避難する方法を、家族や地域住民の間で話し合っておくことが望ましい。

また、普段から近隣住民と良好な関係を築けるよう、コミュニケーションや飼養マナーに気を配るとともに、万が一の時にはお互いに助け合えるよう、飼い主同士や近隣住民と防災について話し合っておくことも必要である。

飼い主同士でペットの家族会などをつくり、地域で飼われているペットの種類や頭数などを家族会のリーダーや地域の班長などと共有しておくことが望ましい。

(9) ペットの一時預け先の確保

<実施項目>

- ・ 緊急時のペットの預け先の確保

<解説>

ペットの一時預け先について、指定避難所などでの飼養以外にも、親戚や友人など、複数の一時預け先を探しておくことが望ましい。

特に大型の動物や危険な動物など、専用の飼養施設が必要な動物については、避難所での受入れが困難なことから、飼い主は一時預かり先や飼養管理を検討・準備しておく必要がある。

2. 災害発生時の行動

(1) 飼い主の安全確保・状況確認

<実施項目>

- ・ 飼い主地震の安全確保
- ・ 災害の状況について正確な情報の収集

<解説>

災害時にペットを守るのはその飼い主であることから、ペットを守るためには、まずは飼い主が無事であることが必要となる。災害発生時は、まず飼い主自身が安全を確保し、自分自身の安全が確保できてからペットの安全を確保する。突然の災害でペットもパニックになり、いつもと違う行動をとることがあるため、ペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意する。その際、リードをつける、ケージに入れるなどにより、ペットの安全に配慮する。

災害の状況については、ラジオやテレビ、行政のホームページなどから正確な情報を積極的に得るように努める。

(2) 避難の判断

<実施項目>

- ・ 情報に基づき自宅に待機するか安全な場所に避難するかを判断

<解説>

飼い主は、得られた情報をもとに、自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断する。

自宅が危険な場合や避難指示がでている場合には、飼い主の安全が確保できる範囲においてペットを連れて指定緊急避難場所や安全な場所へ避難する。

自宅や地域の状況が安全な状態であれば、自宅に留まるという選択肢もある。

(3) ペットとの同行避難の形

<実施項目>

- ・ ペットとの同行避難
- ・ 災害の種類や自身の被災状況等に応じた対応

<解説>

指定緊急避難場所や指定避難所などの他所に移動する際に、飼い主はペットと一緒に同行避難する。ただし、飼い主自身の安全が確保されていることが前提となる。発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の種類や自分自身の被災状況、周囲の状況、自宅までの距離、避難指示などを考えて、ペットを避難させることが可能かどうかを飼い主自身が判断する。平常時から、留守の際のペットの避難について、家族や地域住民との協力体制を構築しておくことも重要である。

コラム：同行避難の考え方

過去の災害においては、ペットが飼い主と離れ離れになってしまう事例が多数発生したが、このような動物を保護するには多大な労力と時間を要するだけでなく、その間にペットが負傷し、衰弱・死亡するおそれもある。また、**避妊・去勢**処置がされていない場合、繁殖による頭数の増加で、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために行う同行避難は、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。

なお、同行避難とは、避難行動を示す言葉であり、指定避難所でペットを飼養管理する**状態**のことを意味するものではない。



同行避難／同伴避難

(4) 避難中のペットの飼養環境

<実施項目>

- ・ ペットの飼養環境の選択と確保

<解説>

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択する。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

■自宅での飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などで入手する。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

■車の中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手する。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中に残すときは、車内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間、車を離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

■施設などに預ける

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養が出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人など、一時預け先の確保に努める必要がある。その他には自治体等の収容施設、動物病院、民間団体等に一時預ける場合もあるが、条件や期間、費用などを確認し、後でトラブルが生じないように、覚書などを取り交わすようにする。

(5) 避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理

<実施項目>

- ・ 避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理

<解説>

避難所や応急仮設住宅では、様々な人が集まり共同生活をするため、動物との暮らしが苦手な方やアレルギーの方もいることを認識しなければならない。これまでの災害では、ペットがいることが、つらい避難生活の中での心の安らぎや支えになったという声がある一方で、咬傷事故や鳴き声への苦情、被毛や糞尿処理など、衛生面でトラブルになることもあった。

避難所や応急仮設住宅では、ペットの飼養管理は飼い主が責任を持ち行う。衛生的に飼養管理するとともに、飼い主同士などで、周りの人に配慮したルールを作ることも必要になる。

なおペットは、ストレスから体調を崩し、病気が発生しやすくなるため、飼い主はペットの体調に気を配り、不安を取り除くように努める。

■ 【本編 1—2】 動物愛護管理部署（都道府県・指定都市・中核市）で行う

対応

自治体等が行うペットの災害対策には、平常時に行う人とペットの災害対策に関する普及啓発や体制の整備と、災害時に飼い主自身が行う飼養管理に対する支援、飼い主の心のケア、災害に起因する放浪動物や負傷動物等への対応がある。

1. 平常時

(1) 人とペットの災害対策に関する飼い主等への普及啓発

<実施項目>

- ・ ペットの適正な飼養、災害への備えなどに関する飼い主への普及啓発
- ・ ペットとの同行避難も含めた避難訓練

<解説>

近年、犬や猫の飼養頭数は概ね **1600万頭弱（2025年 ペットフード協会調べ）** と言われているが、ペットの飼養に関する正しい知識やペットのしつけが十分でない飼い主もおり、災害時のペットとの同行避難や避難所での適切な飼養が難しい場合がある。また、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示が不十分だと、行方不明になったペットが保護されても、飼い主の元に戻れる確率がかなり低くなる。飼い主による、災害に備えたペットへの対策は特別なことではなく、日頃のしつけや健康管理、所有者明示、社会規範に沿った飼養管理など、平常時に適正な飼養をすることに他ならない。**災害が発生した際、ペットの安全は飼い主自らが守る「自助」が基本となる。**また、自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主が、しつけや健康管理などで十分な飼養責任を果たしていることが前提となっている。

以上のことから、自治体は動物愛護推進員や関係団体・機関と連携して、災害時にもペットが社会に受け入れられるように、ペットの災害対策の意義を普及するとともに、平常時から行うべき対策や災害時の行動について、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要がある。

(2) ペットの災害対策に関する連携体制の整備

<実施項目>

1) 災害時協定

- ・ 地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結
- ・ 災害時の相互応援協定におけるペットの災害対策に関する体制整備（広域支援・受援体制の整備）

2) 現地動物対策本部等の体制

- ・ 現地動物対策本部等の設置要項等の作成
- ・ 関係団体等との協定の締結
- ・ 自治体間における広域支援に対応する体制の整備
- ・ 動物愛護推進員等との災害時の協力体制の整備
- ・ 動物保護施設の設置候補地の検討

3) ペット災害支援協議会との連携

- ・ ペット災害支援協議会との連携構築

4) 人材育成

- ・ 災害時に協力が得られるボランティアリストの作成、ボランティアの育成
- ・ 動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体等との連携

1) 災害時協定

自治体は、地方獣医師会や民間団体・企業等と災害時におけるペットの災害対策に関して必要な協定を締結しておくことよい。また、災害の発生時に、速やかに連絡や調整が出来るように緊急連絡体制を整備し、緊急連絡網を関係者間で共有しておくことが望ましい。

具体的には、負傷動物等の応急治療や一時預かり、または動物病院を介した譲渡活動などのために、近接する地方獣医師会への協力の要請を検討する。動物病院への一時預かりの協力要請は、地方獣医師会と災害時協定を交わす際に、検討しておく。また、施設の設備状況により必要な治療が出来ない場合や、収容動物が重症の場合などには近隣の動物病院へ搬送できるように、連携体制を検討しておく必要がある。

さらに、自治体間では、災害時の相互応援協定等の締結により、災害時には相互に連携できるようにする。特に大規模な災害時には、広域の自治体間での支援体制の整備が必要となる。各自治体は、ペットの災害対策に関する連携を想定し、円滑な受援を行うため、事前に受入体制についても検討しておくことが重要である。また、被災地で対策の中核を担う県庁や市役所などの機関が被災した場合の対処方法についても、事前に協議しておくことが望ましい。

コラム：行政と民間企業との連携協定の例

2025年10月に広島県が一般社団法人全日本動物専門教育協会と「災害時における動物救護活動等に関する協定」を締結。協定の内容としては、以下の内容について、連携するというもの。

- ・被災動物の救護活動に要する物資の調達に関すること
- ・被災動物の救護活動に関する情報の収集及びその提供に関すること
- ・被災動物の救護活動に充当する寄付金の募集に関すること
- ・平常時における飼い主等への啓発活動に関すること
- ・その他被災動物の救護活動に必要な事項に関すること

今後こうした災害時のペット対応における、官と民との連携が様々な形で進むことも予想される。

コラム：行政と民間企業が連携した同行避難訓練の例

港区では、消防署、住友不動産株式会社と連携し、区内にあるペット（犬）と宿泊可能なホテルを利用したペット同行避難訓練を実施している。

会場となったホテルは平常時からペット（犬）の宿泊が可能なホテルとして営業しており、ドックランやトリミング施設の他、ペットの一時預かりサービスなども提供している。2024年2月6日に実施された訓練では、最大震度6弱を観測する首都直下地震が発生したとの想定の下、飼い主20名とそのペット13頭が参加し、災害発生時の安全な避難行動や、愛犬同伴での避難における注意事項の確認、在宅避難のための備蓄などについて確認が行われた。

今後こうした災害時のペット対応における、官と民との連携が様々な形で進むことも予想される。

2) 現地動物対策本部等の体制

現地動物対策本部等は、災害発生時に、自治体、地方獣医師会、民間団体、企業等が連携したペット対策に関する活動を目的として設置される。

動物の保護や支援活動が必要になる場合に備え、各自治体や関係団体が連携し協働した活動が行えるように、地方獣医師会や民間団体・企業等との災害時協定の締結や、現地動物対策本部等の設置に向けた連携、災害発生直後において自治体による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制についても検討しておくことが望ましい。さらに自治体間で協力して広域的に対応する体制の整備を図る。また、平成25年9月1日に施行した改正動物愛護管理法で、動物愛護推進員の活動として、災害時におけるペットの避難、保護等に関する協力が追加されたことを踏まえ、動物愛護推進員との災害時の協力体制を推進する。

現地動物対策本部等の設置にあたっては、地域防災計画で各構成団体の役割を明記し、あらかじめ災害時協定を結んでいる場合が多い。実際に災害が起こると、自治体は被災者の対応に人員を割かれ、初動対応が遅れる可能性があるが、こうした事前の取り決めにより役割分担を明確にしておくことで、適切なペット対策を執ることが可能になる。なお、災害発生時に各主体がとるべき初動の措置について、誰が担当しても自動的に準備が整えられるような簡潔な指示書を整備するとよい。

組織体制については、自治体主体で取り組むケースや、民間団体を中心となり自治体が側面で支えるケースなど、地域の実情に応じて災害時のペット対策の体制を構築することが望ましい。

3) 受援体制の整備

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するには困難を伴う。

このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で災害の発生時に広域的な支援体制や受援体制が取れるように、災害時のペット対策の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害時の相互応援協定等を締結することで、災害時に相互連携ができるようにする。また、円滑な支援・受援を行うため、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要となる。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を他自治体等に要請するなどの検討が必要になる。

4) ペット災害支援協議会との連携

ペット災害支援協議会はボランティア活動として、現地動物対策本部等からの依頼に基づき、必要な物資を支援するため組織された団体である。

被災ペット支援物資の支援を要請する場合には、予め登録した ID・パスワードが必要となることから、現地動物対策本部等を構成する都道府県・指定都市・中核市や地方獣医師会では、担当部署内で ID・パスワードを把握しておく必要がある。

5) 人材育成

災害時にボランティアを安定的に確保することは困難な場合が多いことから、自治体等は平常時に人とペットの災害対策に関するボランティア講習会を開催し、必要な人材を育成する。併せてボランティアをコーディネートするために、ボランティアリーダー（コーディネーター）の育成も行う。講習会の受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時に、登録者に協力を要請できる。動物愛護推進員、地方獣医師会、民間団体や自治体等は、平常時の動物愛護管理に関する業務で連携して、連絡体制を築くことで、災害時には人材派遣の協力を要請して円滑に進めることができる。

避難所や応急仮設住宅での適正な飼養管理の支援を円滑に行うためには、現地動物対策本部等を始めとした関係機関や団体の協力以外にボランティアの応援が必要となる。ボランティアは通常的一般ボランティアと、獣医師やドクトレーナーなどの専門的な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、前項のとおり、自治体等はボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく。

(3) 必要な物資の備蓄・更新

<実施項目>

- ・ 災害時のペット対策に必要な物資リストの作成
- ・ 物資の備蓄
- ・ 動物関連企業・団体等との災害時の物資供給体制に係る協力関係の構築

<解説>

平常時から、自治体が設置している動物愛護管理センターや保健所などにペットフードなどの備蓄品を用意しておくことが望ましい。災害時に、備蓄品だけでは不足する場合は、独自に救援物資を募集して、不足した物資を調達する必要がある。

備蓄品や救援物資は、避難所などで支援が必要なところに配布するとともに、在庫を管理する。なお、届いた救援物資は仕分けされていない場合が多いことから、あらかじめ仕分け作業を効率的に行う方法なども検討しておく。また、災害対応が長期化するおそれがある場合は、あらかじめ検討しておいた、届いた物資の保管場所や中継地点の確保方法、輸送方法などを参考に、救援物資の募集と受入れを準備する。

なお、ペット災害支援協議会へ救援物資を要請することも可能であるが、あくまでもボランティアとしての活動であり、必ずしも希望する商品が手に入るというわけではない。また、物資の支援期間は「被災地動物対策本部が支援金で必要物資を購入できるまでの間（概ね1か月）」とされていること、処方獣医師の指導が必要となる医療食や国内で生産されていないケージについては支援の対象外となるため、注意が必要である。また、集まった支援金等を利用して必要な物資を調達することも早期に物資を手に入れる手段のひとつになる。

(4) 支援金の募集方法の検討

<実施項目>

- ・ 自治体や現地動物対策本部等による支援金募集の受付窓口、振込口座開設の検討

<解説>

迅速で円滑なペット対策をするには、ペットの飼養管理や物品の購入、動物保護施設の運営などのための資金が必要となる。

このため、被害の規模や支援活動の状況を踏まえ、自治体や現地動物対策本部等は支援金の募集窓口と振り込み口座を開設し、支援金の募集を開始する。自治体や現地動物対策本部等のウェブサイトやSNSなどを利用して募集の告知をするとともに、関係団体や企業等のネットワーク、マスコミなどの協力を得て積極的に広報する。また、集まった支援金の収支管理を適切に行うとともに、ウェブサイトなどで支援金の使途を公表する。

コラム：大規模災害時の支援金受入れ態勢整備のポイント

大規模災害の発生時に、基礎自治体と獣医師会等が構成団体として、臨時に設置する任意組織が「現地動物対策本部」である。本部は法人格を有しないが、寄付金の受入、支援物資購入、緊急保護シェルター運営等の資金管理を行うため、団体名義の金融機口座が必要となる。

【必要な意思決定・会計体制】

本部長、副本部長、事務局等の体制を定めるとともに、会計責任者、出納担当、決裁ルート、監査体制を整備。

【法人格がなくても口座は開設可能】

金融機関は、法人格の有無ではなく、①団体としての実体、②意思決定体制、③資金管理責任体制を確認し、要件を満たせば「法人に準じる団体」として口座開設を認めている。

【実体性の示し方】

- ・ 基礎自治体が関与
- ・ 獣医師会等の公益性ある団体が構成
- ・ 災害時に設置される公的性格の高い組織
- ・ 被災地支援、診療支援等の活動内容

【口座開設時の主な提出書類】

- ・ 設置要綱・運営要領
- ・ 設置会議議事録（設置決議・代表者選任・口座開設決議）
- ・ 構成団体一覧・役員名簿
- ・ 代表者本人確認書類

・団体印

【口座名義】

「団体名＋役職＋氏名」が基本。 例：現地動物対策本部 本部長 ○○○○

【寄付金管理の留意点】

収支台帳整備、定期報告、監査実施、解散時残余金の処理明記が重要。
特に募集時には、残預金の扱いを明示しておくこと。

【平常時からの準備】

設置要綱決裁、設立会議、議事録作成、金融機関事前相談等を進めておくこと。
寄付金受入体制の整備は、災害時の動物救護活動を支える基盤となる。

(5) 災害時の放浪動物の取扱いの検討

<実施項目>

- ・ 放浪動物の保護と保管
- ・ 飼い主探しと返還

<解説>

■ 飼い主からはぐれて放浪しているペットの保護収容

災害の発生時には、被災して飼い主からはぐれて放浪しているペット（以下「放浪ペット」という。）と、発災以前から放浪している動物（野良犬や野良猫等）とを整理して対応する必要がある。そのため、都道府県・指定都市・中核市では、被災ペットの定義や対象地域の指定、災害対応期間の設定などの条件を検討しておくことが望ましい。基本的には、被災地として限定した地域や災害対応期間内に保護収容した放浪ペットは被災ペットとして扱い、それ以外は、通常業務として自治体が収容した犬や猫として整理する。

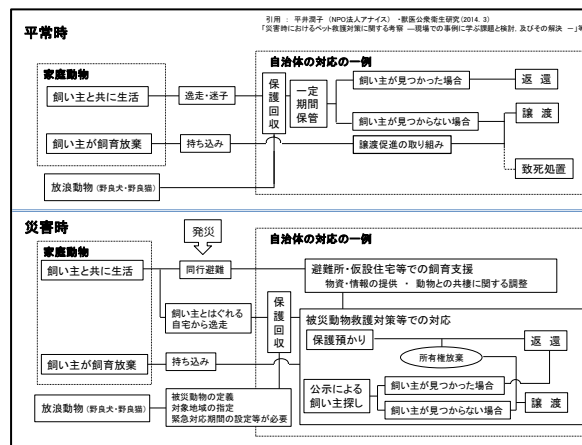
飼い主とはぐれたり、自宅から逃げ出してしまった動物の保護と保管、返還については、平常時に対応を検討しておき、その検討結果に従って実施する。

発災直後に自治体が収容した放浪動物等の保管先がない場合に備え、保健所などでの保管や、動物救援本部の構成団体（地方獣医師会や動物愛護団体）等による一時保管も視野に入れる。

なお、飼い主がいる逸走動物と、もともとその地域にいる野良犬や野良猫との区別がつかない場合や、負傷などにより攻撃性が高まっている状態での保護に関しては、専門家による対応が必要となることから、事故防止のためにはボランティアだけによる積極的な捕獲は行わないように注意する必要がある。

コラム：平常時と災害時における放浪動物への対応例（参考）

平常時の放浪動物と、災害発生時の放浪動物とは対応の流れが異なることを関係機関に周知しておく。局地的な災害が生じた場合、同一県内においても被害状況に差があることから、被害規模に応じた被災ペットの定義や対象地域の指定、緊急対応期間の設定などの条件を検討する必要がある。この検討により、被害が大きかった地域で飼い主からはぐれ放浪するペットと、被害が生じていない地域にもともといる野良犬や野良猫への対応とが整理できる。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

(6) 飼い主（ペット飼養者）への支援内容の検討

<実施項目>

- ・ 動物の一時預かりの検討
- ・ 負傷動物の治療の検討
- ・ 飼養に必要な物資の提供や貸出に関する検討
- ・ 避難所や仮設住宅等での飼養管理に関する啓発

<解説>

指定都市飼い主がケガや病気で入院する等、飼い主によるペットの飼養が困難な場合には自治体等が一時預かりを行う。

一時預かり先となる被災ペット保護施設は、自治体が所有する既存施設（動物愛護管理センターや保健所等）、事前に協定を結んだ獣医師会所属の動物病院等の他、新たな施設の設置など状況に応じて検討する。いずれの施設においても、ペットを預かる際には個体識別管理を徹底し、預かり期間、連絡先などを書面により明確にしておく。また、飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も検討しておくことが望ましい。

負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として、獣医療を提供できるよう獣医師会と共に検討、調整を行う。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供できるよう平常時から備蓄するほか、関係機関とも入手・提供等について調整しておく。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平時に準備しておくことが前提となる。

自治体担当者や避難所管理者に対しては、避難所や仮設住宅、災害公営住宅等におけるペットの飼養管理について働きかけを行い、円滑な被災ペット対応を行えるよう支援する。

コラム：動物対策本部において平常時に検討しておく事項の一例

災害時に動物対策本部の構成主体となる動物愛護管理局や地方獣医師会は、災害時のペット対策の考え方や方針の他、以下に例を挙げる項目について、平常時に協議しておくことで、発災時の混乱に対策する。

○飼い主支援の対象範囲

- ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
- ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか

○動物の治療に係る費用について、どの範囲までの治療を誰が負担するのか

- ・ 災害により直接受けた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、誰が負担するか）
- ・ 避難生活の中で生じた傷病（被災ペット対策として無償か有償か、期間は、費用は誰が負担するか）
- ・ 治療中であった持病（被災飼い主への経済支援、不足している獣医療支援として無償か有償か、期間は？）
- ・ 一時預かりについて（無償か有償か、期間、その他条件は？）

○災害時のペット対策の対象範囲と被災ペットの定義

- ・ 動物種（犬や猫以外の動物をどのように扱うか）
- ・ 飼い主がいない犬猫への対応について（野良猫の扱いをどうするかを含め）
- ・ 地域について（全県・市にするか、被害規模により一定の地域を指定するか）
- ・ 期間について（発災後の一定期間）とするか

○被災ペット保護シェルター設置について

- ・ 設置の基準
- ・ 既存施設の利用と緊急対応施設の設置に関する段階的検討
- ・ 収容頭数などの規模と期間の設定

- ・ 必要経費の試算
- ・ 関連する様式の検討

○ボランティア活動について

- ・ 災害支援活動の内容について
- ・ 避難所や応急仮設住宅での動物飼養支援の方法とルール
- ・ 自宅などでの一時預かりのルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
- ・ 輸送やトリミングなどにおけるルールと費用弁償の有無
- ・ 譲渡活動におけるルールと動物の飼養管理に係る費用弁償の有無
- ・ 物資の取扱いについてのルール
- ・ 被災ペット保護シェルターでの活動内容とルール

犬の取扱いと飼養管理

猫の取扱いと飼養管理

群管理における注意点

会計・広報・人事・メンテナンス・物資調達・渉外などの役割と

業務内容

活動期間について

活動に係る費用弁償の有無について

補償（保険など）について

○スターターキットの配置

- ・ 現地動物対策本部や指定避難所などで、速やかに体制を整えるためのスターターキットの準備

<扉>

動物対策本部（都道府県、指定都市、中核市+獣医師会等）で行う

対応

2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

- 災害発生時の初期に、動物愛護管理~~部~~局が主に行う被災動物対応

<実施項目>

- **現地動物対策本部等の設置の検討**
 - ・ 現地動物対策本部等の設置の要否の判断
 - ・ 構成要員の確保
- **飼い主（ペット飼養者）への支援**
 - ・ 安全な避難場所への誘導
 - ・ 負傷動物への獣医療の提供
- **情報収集・体制の確立**
 - ・ 被害状況の把握
 - ・ **ペット同行避難状況の確認**
 - ・ 災害時協定の締結先や関係団体等との連絡**調整**
 - ・ 初動要員の確保
 - ・ ペットと特定動物に関する情報の収集

（1）現地動物対策本部等の設置の検討

災害が発生した際には、災害の規模や被災状況などを勘案して、自治体や地方獣医師会等が現地動物対策本部等の設置の要否を判断する。平常時の申し合わせにより現地動物対策本部等を設置した場合、自治体または現地動物対策本部等の長は、速やかに構成団体に通知し、初動要員の確保などを要請する。各構成団体は、各団体と連携し、あらかじめ定めておいた各団体の役割に沿って被災ペット支援活動に当たる。被災状況により構成団体による要員の確保が困難な場合には、災害時相互応援協定の締結先等に要請し、要員を確保する。

(2) 飼い主（ペット飼養者）への支援

市区町村の担当者は、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主とペットに対し、避難所にて速やかに受入れができるよう誘導する。負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の体調が崩れ入院の必要が生じた場合等には、一時預かりなどの支援を行う。

(3) 情報収集

初動では、人命の救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、被災状況及びペット同行避難の受入れ状況を確認し、関係団体等との連絡調整を開始する。

3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

- 災害発生時の2日目以降に、動物愛護管理局が主に行う被災動物対応

■ 関係団体等との連絡調整及び支援の要請

- ・ 相談窓口での情報収集と整理
- ・ 災害時協定の締結機関や支援団体への支援要請
- ・ 備蓄品や支援物資の配布
- ・ ボランティアの要請と受入
- ・ 支援金の募集
- ・ 広域支援体制に基づく応援の要請と応援職員の受入れ

■ ペットに関する情報窓口の設置と一元化

- ・ ペットに関する相談窓口の設置と運営
- ・ 対応要員、連絡体制の確保
- ・ 相談窓口の連絡先の周知（各避難所管理者、市区町村担当、在宅避難者）
- ・ 被災者と避難動物に関する情報収集
- ・ 情報の整理と提供（各避難所管理者、市区町村担当、関係団体、報道機関など）

■ 負傷動物や放浪動物等保護が必要な動物への対応

- ・ 負傷動物の救護
- ・ 放浪動物の保護・収容
- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり
- ・ 飼い主への返還
- ・ 新しい飼い主への譲渡

■ 動物保護施設の設置・運営

- ・ 動物保護施設の設置
- ・ 動物保護施設の体制整備
- ・ 収容動物の飼養管理
- ・ 収容動物の健康管理
- ・ ボランティアの活用

（1）関係団体等との連絡調整及び支援の要請

自治体や現地動物対策本部等は、ペット相談窓口で収集した必要な支援内容の情報を整理し、関係団体等と調整して支援を要請する。必要とされる支援は、災害が発生してから時間の経過に伴い変化することから、必要な時期に必要な支援が出来るよう、情報の伝達体制を整え適宜要請する。また、被災自治体のみでの対応が困難な場合には、広域支援体制に基づく広域支援を要請し、応援職員等の受入れを行う。

(2) ペットに関する情報窓口の設置と一元化

自治体または現地動物対策本部等は、災害時のペット対策に関連する問い合わせを受ける相談窓口を設置し、情報収集と発信を一元化することが望ましい。この窓口は、自治体の動物愛護管理センター等の他、地方獣医師会が現地動物対策本部等の事務局である場合は、地方獣医師会に置くことも考えられる。また、発災後、しばらくの間は、休日等であっても問い合わせや情報収集に対応できる要員の確保が必要である。相談窓口の設置後、その連絡先は、飼い主や避難所の管理者、市区町村等に周知する。

相談窓口は、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報を収集するとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供する。また確定した情報を、ウェブサイトなどを通じて発信する。

なお、被災地の自治体等による相談窓口の設置や運営が困難な場合は、広域支援での枠組みによる対応を要請する。

<収集する情報の例>

- ・ 同行避難者の避難状況（避難者の氏名、ペットの種類、頭数）
- ・ 必要な支援内容や支援物資、数量と支援が必要とされている期限

<提供する情報の例>

（避難所向け）

- ・ 避難所管理者等と連携し、避難所でのペットの飼養場所や飼養ルールを提示
- ・ 同行避難者へのペットの預け先についての情報提供

（関係団体向け）

- ・ 支援が必要な物、人、場所、期限、数量についての情報

（飼い主向け）

- ・ 自治体又は現地動物対策本部等が行っている支援内容
- ・ 相談窓口の案内

（社会全般向け）

- ・ 現段階で把握している状況
- ・ 支援金のお願い
- ・ 今後の予定
- ・ 必要な支援や注意の喚起（現地活動を妨げないように、現地への問合せを控える、回線を塞がないようにアナウンスするなど）

(3) 負傷動物や放浪動物等の保護が必要な動物への対応

災害の発生時には、ペットが負傷することや、飼い主とペットがはぐれてしまうことが想定される。負傷動物を発見した場合は、速やかに保護・収容し、必要な治療を行う必要がある。また、放浪動物の保護は、人とその財産への危害防止の観点からも重要である。こうした措置や飼い主への返還、飼い主からの一時的な預かりなどは、自治体等が中心となって実施する。

自治体や現地動物対策本部等は、負傷しているペットを保護・収容し、獣医師が必要な応急治療をする。負傷動物は、基本的に自治体等の動物保護施設に保護・収容するが、重症の場合や長期の治療が必要となる場合は、地方獣医師会と協議し、協力可能な動物病院に保護・収容を依頼する。

また自治体や現地動物対策本部等は、飼い主とはぐれたペットが被災地などに取り残された場合、動物の愛護の精神や、人への危害の防止と生活環境の保全の観点から、保護・収容などを実施する。

ペットが原子力災害などにより設定された立入り制限区域内に取り残された場合は、保護依頼のあった飼い主から当該動物がいる可能性のある場所を聴き取るとともに、立入り許可権限を有する自治体の担当部署とペット対策を目的とした立入りに関する調整を行う。許可が得られれば、保護活動従事者の安全の確保を優先しながら、保護・収容などを実施する。

放浪ペットを保護・収容する際には、捕獲器、捕獲用の餌、給餌用の餌、水が必要となる。捕獲器の設置にあたってはペットの安全に充分配慮し、設置場所、回収時間などを慎重に検討する。また設置した場所を記録し、回収漏れを防ぐ。さらに捕獲器には設置責任者と連絡先、飼い主からの依頼による設置であることを明示する。なお放浪ペットが保護できた際には、保護した現場に作業者の連絡先などが記載された保護カードを残すなど、飼い主に向けた措置を講じ、飼い主への返還を進める。

保護したペットは、動物保護施設で収容するが、衰弱が激しい場合などは協力動物病院へ搬送する。

コラム：保護カードとは（参考）

災害時の緊急避難などで同行避難できず、**放浪動物**を保護・収容した際に、ペットを探しにくる飼い主のために、保護をした者が、現在の所在をそのペットの特徴とともに記載して、保護した現場に残すカードのことを言う。

この場所で		犬	保護	しました！
保護・	8月 21日 13時			
保護日時	終日			
種類	雑種			
特徴	毛色・毛の長さ・大きさ・産地・産地の由来や村名、その他			
特徴	茶色。黒尻っぽいの、長い首輪			
状態	元気そうにみえました			
保護・	動物愛護センター・動物病院・ボランティア等、その他			
種付け場所				
団体・保護者名	電話番号			
○山 ○子	000-0000-0000			
写真（撮影できた場合、あとから連絡先を付けて下さい）				
のりつけ場所				
produced by 日暮RICE NPO法人アナイス				

保護カードの例



ペットを保護した現場に、ペットの種類や数、連絡先などの情報を残した例

[資料提供：NPO 法人アナイス]

(4) 動物保護施設の設置・運営

1) 動物保護施設の設置における配慮事項

災害時に必要な動物保護施設の設置に当たっては、「早急な設置と運営を目指すこと」と「収容動物のストレスを軽減できる飼養環境の整備」とのバランスが重要となる。

■ 飼養環境の整備

動物保護施設において多数のペットを群管理する場合には、感染症の発生防止とストレス管理が重要となる。通常とは異なる環境に置かれたペットは多大なストレスを受け、病気を発症してしまうことが多いため、飼養環境への配慮が必要となる。

主な配慮事項として、犬と猫を別棟または別室で管理する、猫は高さのあるケージに収容し、隠れ場所や安心して休める場所とプレイルーム（運動場所）を用意する、犬は身体を伸ばせるケージまたは寝床と運動場所を区分するなどがある。

■ 早急な設置と運営

緊急対応が求められる災害の状況下において、限られた資金や時間を効率的に活用するためには、設置に係る時間、費用、活動期間などを考慮して施設整備計画を検討する必要がある。最低限、温度・湿度の管理、飼育舎の広さ（必要な収容頭数と一頭あたりの広さ）、逸走対策、感染症対策（隔離など）、洗浄消毒などの飼養環境のほか、物資の保管場所、事務所、トイレなどが確保されていれば、飼養管理していく中での工夫次第で飼養環境を充実させることが可能である。

<既存施設の活用>

既存の保健所や動物愛護センター等を活用する場合には、既存施設の運営管理を基本として、地方獣医師会等と連携を図りながら、収容動物の飼養管理や健康管理を行う。保護・収容したペットの飼養管理場所を確保し、収容時の感染症の予防対策を十分に行う。

<動物保護施設の増設または新設>

動物保護施設を増設または新設する際の様態は、テント、プレハブ、ユニットハウスなどの簡易な施設などの場合や、既存の空き施設を利用する場合などがある。発災後は他の復旧・復興事業により建築資材の不足や工事業者の不足などが起きることも考慮する。

また、当該施設を運営管理する体制が別途必要となる。その際は、施設長や副施設長を置くとともに、事務管理、犬・猫それぞれの飼養管理、健康管理（獣医療）などの実務を担う体制を作る必要がある。

2) 動物保護施設の体制整備

体制整備のための人材の確保では、現地動物救護本部等を構成する地方獣医師会や動物愛護団体等と連携し、獣医師や飼養管理などの常勤スタッフをそろえるとともに、ボランティアの活用を図る。動物保護施設における役割分担の例を以下に示す。

◎動物保護施設における役割分担の例

事務管理班

自治体や現地動物救護本部等との連絡調整、施設運営経費の管理、業務集計・報告、新規動物の受入れ、収容動物の譲渡、物資の管理、ボランティアの受入れ・配置・管理、ウェブサイトの更新、その他運営に係る事務など

犬飼養管理班・猫飼養管理班

動物の飼養管理（給餌・給水などの世話、食欲や排泄、身体の異常などの健康チェック、動物の行動や状態のチェック）、施設の清掃・管理、居住環境のチェック（音、光、床材など）、動物の運動・遊び、収容動物のデータ管理、譲渡適正の判断など

健康管理班

収容動物の健康管理、負傷動物の治療、予防接種など、マイクロチップの装着、避妊・去勢措置の実施、医薬品の管理、感染症予防のための衛生管理及びスタッフやボランティアへの指導など

3) 収容動物の飼養管理

収容動物の飼養管理には多くの人員が必要とされるが、ボランティアを主とした体制にすると、日によって作業人数が足りず必要な世話ができないおそれが生じる。そのため、自治体や現地動物救護本部等は、収容頭数に応じた、最低限必要な人数を常勤スタッフとして確保するよう努める。

飼養管理にあたっては、個体ごとの情報が管理できるように、毎日の世話をを行う際に記録簿に記入し、当該動物の状況について、それぞれの飼養管理者が把握できるようにする。

4) 収容動物の健康管理

動物保護施設での収容動物の健康管理と治療などは、獣医師が行う。

獣医師は専任の場合や、地方獣医師会の会員獣医師の派遣などによるが毎日診察できる体制を取ることが望ましい。また、施設の設定状況により必要な治療が出来ない時や、収容動物が重症の場合などは、近隣の動物病院へ搬送する（

5) ボランティアの活用

動物保護施設では、事務や収容動物の飼養管理などの作業を担うボランティアが必要な場合がある。そのため、自治体や現地動物救護本部等は、テレビ、新聞、ラジオなどのマスコミやウェブサイト、公報やイベントなどを活用した広報や、地方獣医師会や動物愛護

団体等の民間団体、また獣医系大学や動物専門学校¹⁾の学生などに人材の派遣を要請するなど幅広い募集活動を行う。また、収容動物は環境の変化やストレスにより攻撃的になる場合もあるため、咬傷事故が起こるおそれもあることから、ボランティアの受入れにあたっては、自治体または現地動物救護本部等でボランティア保険などに加入する。

なお、日頃から飼養管理を行う常勤スタッフが、こうした攻撃性のある動物の情報を把握し、注意を呼びかけるなどして、咬傷事故の発生防止に努める。

4. 避難生活での飼い主支援

(1) 物資の支援

<実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

<解説>

平常時に自治体の動物愛護管理センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な救援物資を把握し、その確保に努める。

必要な救援物資の調達について、ペット災害支援協議会や広域支援に係る協定締結の自治体、環境省等と調整する。

平常時に、救援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、救援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、救援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護管理センターや保健所に運搬する **方法もある**。

(2) 飼い主の飼養環境整備のための支援

<実施項目>

- 被災市区町村の指定避難所や在宅避難でのペットの飼養に係る指導助言

<解説>

(避難所での飼養)

自治体や現地動物対策本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬[※]はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
- 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明すると共に、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(在宅避難：自宅での飼養)

飼い主とペットが自宅に留まる在宅避難の場合は、支援物資や情報を入手するために、必要に応じて指定避難所などに行くように呼びかける。

避難所では在宅避難者の状況を把握した上で、物資の配分や告知の方法などを工夫し、避難所での対応との間に違いが生じないように配慮する。

飼い主が避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、**家屋の倒壊**など二次災害の危険がある場合は、この方法を避けるように注意を促す。

(車、テントの中での飼養)

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手するよう呼びかける。飼い主はエコノミークラス症候群や熱中症に注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残さない。やむを得ず残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておくことなどを説明する。また長時間離れる場合には、ペットを放置せずに別の安全な場所に移動する。

(一時預かり等)

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、誓約書を取り交わすように説明する。

(3) 動物由来感染症の予防の措置

<実施項目>

- ・ 日頃からのペットの健康管理に係る指導
- ・ 避難生活でのペットの健康管理に係る指導
- ・ 地方獣医師会との連携（災害時のペットの診察について）
- ・ 動物由来感染症を予防するための衛生管理に係る指導

<解説>

ペットを飼養している飼い主は平常時からペットの健康管理に注意し、予防接種を実施するとともにノミなどの外部寄生虫を駆除し、トリミングなどを行うことで健康や衛生を確保する必要がある。健康や衛生が確保されていないペットは、感染症対策などの観点から、指定避難所や応急仮設住宅、動物保護施設や一時預け先などでの受入れが出来ない可能性があることも留意しておく必要がある。

また、避難時には通常時と違う環境（指定避難所、応急仮設住宅、動物保護施設、一時預け先など）でペットが生活することを考えると、免疫力が低下するとともに、他のペットとの接触が多くなることから、自治体は、ペットの感染症のリスクが高まることに留意する必要があることを周知しておく必要がある。

そのため、飼い主がペットの健康状態に異常を感じた際には獣医師の巡回診療や提携動物病院での診察がスムーズに受けられるように、自治体と地方獣医師会との間で災害時における協定等を結んでおくことが望ましい。また、協定等を結んでいない場合には地方獣医師会への支援要請内容について事前に共通認識をもっておく必要がある。

ペットの感染症罹患対策と同時に、人への罹患対策も必要となる。

避難所においては、人もストレスにより免疫力が低下し、断水で手洗いが行えず、空調も機能しない中で、温熱環境も維持できずに衛生環境が悪化する。更にペットもストレスや恐怖により**平常時**とは異なった反応（攻撃行動など）を示す可能性がある。

日常生活の中では問題のない接触が、災害の発生時には**平常時**と異なり、咬傷やひっかけ傷に繋がる可能性が高まるため、十分に注意することが必要である。

コラム：SFTS（Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome）：重症熱性血小板減少症候群について

SFTS（重症熱性血小板減少症候群）は、マダニ類が媒介するウイルスによって引き起こされる感染症である。この病気は、発熱や消化器症状、出血傾向などの症状を伴い、一部の患者では死亡例も報告されている。感染経路としては、主にマダニ類にかまれることが挙げられるが、感染した犬や猫の血液や唾液などの体液を介して人に感染す

る可能性も指摘されている。国内では近年、年間 100 例以上の報告があり、注意が必要な感染症である。

一般的に、室内飼養の犬や猫であれば SFTS の感染リスクは低いとされている。しかし、屋外飼養のペットや外と行き来する飼い猫、地域猫、野良猫等については SFTS の感染リスクが高くなるため注意が必要である。また、屋外飼養のペットにマダニ予防薬を使用している場合でも、完全に感染リスクを防ぐことは難しいとされている。これは、予防薬がペットにマダニが吸血することを防ぐものであり、体毛に付着したマダニが人に吸血する可能性が残るためである。

SFTS に限らず、ペットが保有するダニ、シラミ、ノミ類が人に媒介する病気はいくつか存在する。そのため、ペットの適切な飼養管理が重要となるほか、衛生的に難がある動物を扱う際には特に注意が必要となる。

(4) 一時預かり体制の整備・対応

<実施項目>

- ・ 飼い主からの依頼に基づく一時預かり体制の整備

<解説>

やむを得ない事情でペットを飼養することができない飼い主から依頼があった場合、期間を定めて一時預かりをする。一時預かり先は、動物保護施設、動物病院、動物愛護団体及び個人ボランティア宅での預かりなど、状況に応じた体制を確保する。ペットを受け入れる際には個体識別処理を施し、識別マニュアルなどにより確実な個体管理を行う。またペットを預かる場合には、預かり期間、連絡先などを文書により明確にしておくが、その際に、飼い主と離れ、慣れない場所での長期の生活がペットにとっては多大なストレスとなることを理解してもらい、できる限り早期に引き取るよう飼い主に説明する。飼い主とはこまめに連絡を取り、返還に向けた受入れ準備の状況や意思を確認する。さらに飼い主と連絡が取れない場合や、飼い主が飼養できなくなる状況なども想定し、関係団体と連携して新たな飼い主への譲渡体制も整えておく必要がある。

(5) ボランティアの要請と受入れ

<実施項目>

- ・ 相談窓口による必要なボランティアの情報収集と整理
- ・ 協力が必要な活動内容、人材とその人数、活動場所や期間などを整理して募集
- ・ 独自にボランティアの登録制度を設けている場合には、登録リストを基に登録者に協力を要請

<解説>

自治体や現地動物対策本部等が、避難所での支援にボランティアの協力を求める場合は、受付窓口を設置し、それぞれの役割とその活動内容、行動規範を明確にした上で募集し、ボランティアの配置と役割を指示する。なお協力の要請に当たっては、あらかじめ被災地周辺の安全確認、人員体制、活動内容、持参物資リストなどを把握する。

動物愛護団体等の民間団体が独自にペット支援活動を行う場合も、必ず、自治体や現地動物対策本部等に登録し、避難所運営本部の了解を得て活動する。また、保護動物数や保護した場所を報告し、被災地外に動物を持ち出す場合は動物数や行先などを報告するように指示する。

なお社会福祉協議会が設置するボランティア受付窓口と連携し、外部からのボランティアの受入れに対応することが望ましい。

(6) 応急仮設住宅での飼い主支援

<実施項目>

1) 応急仮設住宅の設置管理者との連携によるペットの飼養方法の決定

- ・ 応急仮設住宅の設置管理者との協議
- ・ ペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援

2) ペットの適正飼養の指導

- ・ 応急仮設住宅における飼養ルールの決定と周知
- ・ 「飼い主の会」の設置指導
- ・ 応急仮設住宅における飼養状況の把握

1) 応急仮設住宅におけるペットとの同居

避難生活の中で飼い主とペットと一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出るのが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物対策本部等は、**応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して**、応急仮設住宅でのペット飼養のルール作りや、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお復興住宅に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

2) ペットの適正飼養の指導

応急仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には応急仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物対策本部等の助言をもとに決定するが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼養のみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼養」とする方法である。限られた空間の室内で、人とペットが生活するために、室内ではケージでの飼養を勧めるとよい。室内飼養とする場合は基本的に飼い主自身が自己の責任で必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物対策本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。ただし、ケージでの飼養がしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

また、災害によってコミュニティが分断されることで、避難所から仮設住宅への移行時に、住民同士の共助の確立が困難な状況も起きる場合もある。このため、自治体は、応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等、ボランティアと連携し、「飼い主の会」等の立ち上げに対する支援をすることで、飼い主同士の共助によるペットの適正飼育ができるよう促す。

あわせて、自治体は飼い主が「飼い主の会」等を立ち上げるように誘導し、飼い主が相互に協力し、飼養スペースの衛生管理をして、ペットを適正に飼養するよう促す。

応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等はボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明する。

なお、応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等は、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。

5. ペットの災害対策活動の終息の考え方

現地動物対策本部等の解散や動物保護施設の閉所などについては、復旧や住民の住居環境の整備状況、保護依頼の状況や飼い主への返還・譲渡の状況などを総合的に勘案して、その時期を判断する。

<扉>

自治体が連携して行う災害対応 — 平常時から復興期まで —

■ 【本編 1－3】 主体間の連携項目一覧

1. 防災部局と動物関係部局との連携

【平常時】	【災害時】
<p>① 災害対策本部との連絡体制の構築</p> <p>② 関係機関との通信手段の検討</p> <p>③ ペットに関する窓口設置の検討</p> <p>④ 既存施設を利用した被災ペット保護施設の検討</p> <p>⑤ 同行避難を想定した災害別ハザードマップの整備</p> <p>⑥ ペットの受入れが可能な避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行避難者受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備 ・ ペットの受入れについて避難所および関係部署と調整 ・ 地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有 ・ 受入れが出来ない場合の代替方法の検討 ・ 同行避難訓練の実施 <p>⑦ 在宅避難者への対応方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討 <p>⑧ 既存施設を利用した被災ペット保護施設の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の施設での負傷ペットの保護及びペットの一時預かりを検討 <p>⑨ ペット飼養可能な仮設住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討 	<p>① 災害対策本部との情報共有</p> <p>② ペットに関する窓口を一元化・関係機関との情報共有</p> <p>③ 避難所における飼養環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ 避難所でのペットスペースの確保 ・ 飼い主の会設置を促す ・ 避難所のルール策定を促す ・ 収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合には、一時預かり先や他の避難所の情報提供を行う <p>④ 在宅避難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援

2. 動物愛護管理部局と福祉部署との連携

【平常時】	【災害時】
<p>① 特別な配慮が必要な人への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助犬（盲導犬、介護犬、聴導犬）の飼養状況の把握と連絡方法の検討 ・ 要配慮者のペット飼養者の把握と対応方法の検討 ・ 福祉部局との情報共有 <p>② ペットボランティアの育成・登録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県等によるペットボランティア研修等の協力 ・ 関係機関との連絡体制の構築 	<p>① ペット飼養者が要配慮者である場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉担当部署との情報共有 ・ 必要に応じ、都道府県または現地動物対策本部等に対しペットの一次預かりの要請 <p>② 介護犬（盲導犬、聴導犬）の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉担当部署との情報共有 ・ 介護犬（盲導犬、聴導犬）が同居できる環境の確保 <p>③ ペットボランティアの支援要請と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼養者のニーズの把握 ・ ペットボランティアの受入れ <p>④ 仮設住宅における飼養環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ ペットの受入れ可能な仮設住宅の情報提供

3. 動物愛護管理局と住宅関係部局との連携

【平常時】	【災害時】
<p>① ペット飼養可能な仮設住宅等の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討 ・ 災害公営住宅におけるペット受入れについて検討 	<p>① 仮設住宅における飼養環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ ペットの受入れ可能な仮設住宅の情報提供 <p>② 災害公営住宅における飼養環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ ペットの受入れ可能な災害公営住宅の情報提供

4. 都道府県と市区町村との連携

【平常時】	【災害時】
<p>① 関係機関との通信手段の検討</p> <p>② ペットに関する窓口設置の検討</p> <p>③ ペットの受入れが可能な避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行避難者受入れが可能な避難所を示したハザードマップの整備 ・ ペットの受入れについて避難所および関係部署と調整 ・ 地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有 ・ 受入れが出来ない場合の代替方法の検討 ・ 同行避難訓練の実施 <p>④ 在宅避難者への対応方法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討 <p>⑤ 物資等の輸送、供給対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受援体制の整備 <p>⑥ ボランティアとの協働活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連絡体制の構築 <p>⑦ ペット飼養可能な仮設住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設住宅におけるペットの受入れについての検討 	<p>① 災害対策本部との情報共有</p> <p>② ペットに関する窓口を一元化・関係機関との情報共有</p> <p>③ 避難所における飼養環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ 避難所でのペットスペースの確保 ・ 飼い主の会設置 ・ 避難所のルール策定 ・ 収容頭数を超えるなど受入れが出来ない場合、一時預かり先や他の避難所の情報提供 <p>④ 在宅避難者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットを飼養する在宅避難者への支援 <p>⑤ 物資等の輸送、供給</p> <p>⑥ ボランティアとの協働活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペットボランティアの支援要請と確保 <p>⑦ ペット飼養可能な仮設住宅の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ペット受入れ状況の確認 ・ ペットの受入れが可能な仮設住宅の情報提供

5. 自治体と民間企業・団体との連携

【平常時】	【災害時】
<p>① 物資等の輸送、供給対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ 広域支援側の連携、調整・ 受援体制の整備 <p>② ボランティアとの協働活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関係機関との連絡体制の構築	<p>① 物資等の輸送、供給対策</p> <ul style="list-style-type: none">・ ペット関係資材の要請と確保・ 受援体制の整備 <p>② ボランティアとの協働活動</p> <ul style="list-style-type: none">・ ペットボランティアの支援要請、受入れ

■【本編 1 - 4】 自治体等が行う避難所対応

避難所において、自治体等が、ペットを連れた被災者に対し必要な支援を行うことは、飼い主の早期自立に繋がり、結果として、ペットの健康と安全の確保にも寄与する。また、ペットを飼養しない避難者とのトラブルを最小化させ、全ての避難者の生活環境の保全を図ることになる。

1. 平常時

(1) 人とペットの災害対策に関する避難場運営者への普及啓発

基礎自治体、 避難所運営者	ペットの受入れについて避難所運営者および関係部署との調整
	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等）の飼養状況の把握
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 (防災担当)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 (動物担当)	ペットの受入れについて基礎自治体および関係部署との調整
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	介助犬（盲導犬、聴導犬）の飼養状況の把握
	受入れ方法等の検討
	避難所ごとの受入れ方法等の周知
	同行避難訓練の実施

<解説>

すべての自治体において、飼い主がペットと同行避難することを前提とし、避難所において飼養管理が出来るように、指定避難所での同行避難の受入れ体制を整備する必要がある。一方で、指定避難所で実際にペットを受入れは、避難所ごと（避難所施設管理者）の判断とされることが多いため、受入れ拒否などの問題が生じたことがこれまでの災害でも報告さ

れている。

このような混乱を避けるため、自治体は、指定避難所の運営組織や避難所施設管理者等との同行避難者受入れに関する調整、必要な物資の備蓄などについてあらかじめ協議し、災害時の対応について調整するとともに、住民に対して避難所ごとの受入れ方法等の周知をおこなう必要がある。

(2) 夏場や冬場での対応と必要な備え

基礎自治体、 避難所運営者	季節や災害の種別を考慮した各避難所でのペット飼養場所の検討
	必要物資の情報収集と発信方法の検討
	季節や災害の種別を考慮した同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 (防災担当)	季節や災害の種別を考慮したペット飼養場所について、基礎自治体および関係部署との調整
	季節を考慮した必要備蓄の確保と輸送手段の調整
	季節や災害の種別を考慮した同行避難訓練の実施
都道府県、 指定都市、中核市 (動物担当)	季節や災害の種別を考慮したペット飼養場所の指導・助言
	季節を考慮した必要備蓄の確保と輸送手段の調整
	季節や災害の種別を考慮した同行避難訓練の実施

避難所におけるペットの飼養スペースが屋外である場合、夏季であれば暑さ対策、冬季であれば積雪や寒さ対策が必要となる。避難が長期化する際には屋内での飼養スペースの確保について検討が必要となる。また、飼養スペースの確保が困難である場合には、トレーラーハウス設置による飼養スペースの確保等を検討する。

飼養場所設定時の配慮

<夏季：暑さ対策>

- ・飼養場所の設定では、日陰のない飼育場所やエアコンのない室内、直射日光のあたる窓辺、エアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する
- ・可能であれば屋内での飼育スペース設置が望ましい。また屋内であっても換気を行い、室温の上昇には十分注意する
- ・屋外に設置した場合、飼い主がそこで長時間過ごすことも考えられるため、熱中症等にも注意が必要
- ・ペットだけを車の中で飼養する場合、熱中症への対策と注意が必要となる。特に飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な飼養場所に移動させるなどの配慮が必要となる。

<冬季：寒さ対策>

- ・室内飼いのペットは寒さに弱いため、屋外で使用する場合には、特に体温低下に注意する
- ・積雪などを避けられる場所、可能であれば屋内が望ましい
- ・ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布などの物資の支給など

<風水害・津波対策>

- ・豪雨災害や台風、津波の場合には屋内での設置が基本になる
- ・テント等を使うと強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるので注意が必要
- ・屋外に飼養場所を置く場合、急激な増水で飼育場所が水没したりしないよう注意が必要

コラム：スターターキットとは

災害が発生した直後の現場（避難所や対策本部など）には、必ずしも担当者や運営マニュアルを熟知した者がいるとは限らない。

この対策として、最初にそこに到着した者（又は、その場にあわせた者）が、速やかに体制が整えられるよう、初動の指示（やるべきこと）が記載されたスターターキットを備える取り組みが始められている。

スターターキットは、導入に際して、「住民主体の避難所運営の方針が自治体で定められていること」「避難所でのペット飼養場所が決まっていること」の2つの前提条件が必要となる。また、導入後は、地域住民がスターターキットを用いた避難所運営が適切に行えるよう、行政・専門職・住民が連携した訓練が求められる。導入前の前提条件の整備、及び、導入後の訓練が進めば、スターターキットは、適切な同伴避難対応のための有効なツールとなり得る。

スターターキットの目的や特徴は以下のとおり。

- 1) 初期の対応に使用
- 2) イラストなどとともに、誰が読んでも理解できる指示が、1項目ずつ簡潔に記載されていること
 - ・カード形式では1カードに1ミッション
 - ・チェックリスト形式では、1項目に1ミッション
- 3) その場にいる人が指示されたミッションを1つずつ実施していくことで、手順に従った業務が遂行できる。
- 4) 避難所の立ち上げ、集合住宅での避難誘導、災害対策本部の設置など、様々な状況に応じたパターンがある
- 5) 1人で同時に対応できない役割を複数抱え込むことがないように、その場にいる人に協力を求めて作業を分担できるように組み立てる。

(3) ペットの災害対策に関する連携対策の整備

1) 自治体内での連携

<u>動物担当</u> と <u>防災担当</u> の連携 (都道府県、 指定都市 、 中核市 、 基礎自治体)	災害対策本部との連絡体制の構築
	発災時における関係機関との通信手段・連絡体制の検討
	ペットの受入れについて避難所および関係部署との調整
	地区の犬、猫の飼養頭数と避難所での受入れ可能頭数の情報共有
	受入れが出来ない場合の代替方法の検討
	同行避難訓練の実施
	ペットを飼養する在宅避難者への支援方法の検討
	物資等の輸送、供給対策
ペット飼養可能な仮設住宅の整備	

<u>動物担当</u> と <u>社会福祉担当</u> の連携 (都道府県、 指定都市 、 中核市 、 基礎自治体)	補助犬（盲導犬、聴導犬）の飼養状況の把握
	ペット飼養者が要配慮者である場合の連絡体制の構築

<解説>

これまでの災害では、ペットの避難に関する情報は後回しになることが多く、動物**愛護管理部局**のみに情報が寄せられ、被害や避難の全体像が把握できずに円滑な対応や支援が困難となる状況が多く確認されている。

このような混乱を避けるために、動物愛護管理部局は、災害対策本部の主体となる防災担当部署や、補助犬を必要とする要配慮者等の情報を有する社会福祉担当部署などと**平常時**から連携体制を構築することで、人の情報に連動した情報収集や情報の共有が可能になる。そのために災害時の連携の方法を各自治体であらかじめ準備し、ペットに関する情報窓口の一元化や対応要員の確保、関係各部所との連絡体制の整備を検討しておく必要がある。

2) 他自治体との連携

<u>動物担当</u> (都道府県、 指定都市 、中核市、基礎自治体) と <u>他自治体</u> の連携	広域支援・受援体制の整備
	ペットに関する窓口設置の検討
	物資の調達体制の検討

<解説>

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、災害への備えをあらかじめ十分にしていた場合でも、都市機能が停滞する中で災害救援活動を開始するのは困難を伴う。このため、各自治体は、近隣の自治体や地方獣医師会等との間で、災害時のペットの保護や支援の広域的な連携のあり方をあらかじめ検討し、災害の発生時に広域な支援体制や受援体制が取れるように、災害時の相互応援協定等を締結しておく必要がある。さらに、円滑な支援・受援を行うため、定期的に訓練をするなどの準備をしておくことが重要となる。

今後の発生が予測されている広域災害を視野に、広域の支援・受援が相互に行える自治体間等での共助（互助）としての体制整備が必要とされている。

3) 民間企業・団体との連携

<u>動物担当</u> (都道府県、 指定都市 、中核市、基礎自治体) と <u>民間企業・団体</u> の連携	広域支援・受援体制の整備
	必要に応じた協定の締結
	物資の調達体制の検討
	ペットボランティアの育成・登録
	関係機関との連絡体制の構築

<解説>

災害時には多くの人手が必要になるので、安心して任せられる人材の確保は非常に重要であり、自治体は平常時の活動を通じて、民間団体などと良好な協力関係を築いておき、災害時に協働して支援活動ができるような体制を整備しておくことが必要となる。

また、災害の発生時には多くの民間支援団体やボランティアが被災地に入る。ペットを対象とした支援の場合、通常的一般ボランティアと、獣医師やドクトレーナーなどの専門的

な技術や知識を有する専門ボランティアとに区分され、それぞれ役割が異なる。そのため、自治体は、民間支援団体やボランティアへの協力依頼の方法や受付窓口、活用方法、それぞれの行動規範、社会福祉協議会のボランティア保険を活用した補償などをあらかじめ検討しておく必要がある。

(3) 情報の収集及び共有方法の検討

都道府県、 指定都市 、中核市、基礎自治体、 (各担当共通)	被災者と避難動物に関する情報収集と共有方法の検討
	情報窓口の一元化の検討

<解説>

これまでの災害では、避難所などにおける被災者の情報は災害対策本部に集約されたが、避難動物に関する情報は後回しとなり、トラブルになってから情報が寄せられること、また、関係部署に個別に情報が寄せられ、全体が把握できないといった状況になりがちであった。このような混乱を避けるためにも、人の情報と連動した情報収集や情報の共有方法を、あらかじめ各自治体で準備し、ペットに関する情報窓口の一元化とそのための対応要員や連絡体制の整備について検討しておくが良い。

コラム：地域のコミュニティなどを活用した連携体制づくり

地域のペット飼養状況を把握しておく事は、災害時の迅速な情報収集につながるため、自治体は普段からペットの家族会などの住民によるコミュニティの情報収集に努める他、民生委員やソーシャルワーカーなどと協力して、支援が必要な方々の情報収集についても検討を進めておくとうい。

また、自治体は一方的に情報を集めるだけでなく、災害対応に係る情報の発信を前述のような住民を通して日頃から行うことで災害時の連携体制を構築することが出来る。

(4) 避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れ対策に関する市区町村との調整

動物担当 (都道府県、 指定都市 、中核市) と 基礎自治体 の連携	災害時のペット対策や 応急仮設住宅 などでのペットの受入れに関する地域防災計画への記載
	関係機関や団体、動物愛護推進員、他の自治体との災害時のペット対策に関する連携体制の整備に係る調整
	災害対策部局や自主防災組織、避難所運営管理者などへのペットの受入れに関する方針の周知と理解の促進

<解説>

自治体は、飼い主がペットと同行避難する事を前提とし、飼い主が避難所や応急仮設住宅で、適正な飼養管理が出来るように、指定避難所での受入れや応急仮設住宅でのペットとの同居などについて、体制を整備する必要がある。

検討すべき事項として、地域防災計画へのペットの受入れに関する記載や、指定避難所の管理者や応急仮設住宅の設置者との調整、必要な支援物資の備蓄などが挙げられる。

■ 指定避難所でのペットの同行避難者の受入れ

■ 指定避難所へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画への、「指定避難所でのペット受入れ」に関する記載 ・ 指定避難所の設置者や管理者との間で、指定避難所でのペットの受入れに関する取り決めを検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請 ・ 指定避難所でのペットの飼養管理マニュアルの作成 ・ 必要な物資の備蓄 ・ 感染症対策

指定避難所の設置者や管理者は、飼い主がペットを連れて避難してくることを想定した対策を取っておく必要がある。そのため、指定避難所を選定する際に、ペットの飼養場所や飼養管理のルールも検討しておくこと、指定避難所におけるペットに起因した避難者からの苦情やトラブルを削減できる。また、発災直後の指定避難所の運営とペットの受入れ対策について、誰もがすぐに利用できる簡潔な指示書(スターターキットなど)を整備しておくことよい。このような指示書があることで、災害発生時にとるべき初動措置が効率的に整えられ、初動での混乱を最小限に抑えられる。

指定避難所は、動物が苦手な人や動物アレルギーを持っている人など様々な人が共同生活を送る場所であるため、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭いなどへの配慮が必要である。

これまでの災害時対応では、ペットの飼養場所を別に確保して、人が生活する場所と分ける方法や、ペット飼養者とペット非飼養者の生活場所を分ける方法などが採られているが、指定避難所の形態や、地域における人とペットとの関わり方などを考慮して、地域に合った方法を検討する必要がある。

コラム：「身体障害者補助犬」と避難所などへの同伴について

身体障害者補助犬とは、身体障害者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）で、身体障害者の自立と社会参加に資するものとして、身体障害者補助犬法に基づき訓練・認定された犬をいう。

身体障害者補助犬は、本ガイドラインが対象としているペットとは異なるため法律に基づいた対応が必要であり、国、地方公共団体、公共交通事業者、不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、災害時に身体障害者が避難所などへ身体障害者補助犬を同伴して避難した場合には、身体障害者補助犬を拒んではならないことが法律で定められている（身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等）。

ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添う（同伴する）ことと同様に、身体障害者補助犬が身体障害者とともにいることを言う。したがって原則として、身体障害者と身体障害者補助犬を分離せず受け入れるべきである。

【身体障害者補助犬の種類と役割】



出典：厚生労働省「ほじょ犬 もっと知って BOOK」

盲導犬：視覚障害のある人が街なかを安全に歩けるようにサポートする。

介助犬：肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする。

聴導犬：聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせ、音源まで誘導する。

【関係法令】

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

施行日：令和三年九月一日

令和三年五月一九日公布（令和三年法律第三十六号）改正

【身体障害者補助犬について（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html>

コラム：『同室避難』*のメリット・デメリット

避難所等において、ペットを飼い主と同じ部屋で飼養管理する状態は同伴避難（同室飼養）に区分され、『同室避難』*とも呼ばれている。これまでの災害でも避難所内でのペットの同室避難を求める飼い主が多くみられた。一方で、同室避難には避難所の規模や避難スペースといった要因による課題もあり、すべての避難所で同室避難を可能とすることは難しい状況もある。

ここでは、避難所でのペットの同室避難（同伴避難（同室飼養））を許可するにあたってのメリット、デメリット（課題）を整理している。自治体や避難所運営管理者は下記に示すメリット、デメリットのほか、避難所ごとの状況を踏まえて各避難所におけるペット飼養環境に関するルールを検討する必要がある。

メリット	<ul style="list-style-type: none">・ 飼い主、ペット共に避難生活の不安が和らぎ、ペットの無駄吠えなどが少なくなることが期待される。・ 常に飼い主の目の届く場所にペットがいることで、調子がすぐれないペットや介助が必要なペットの世話をしやすいく。・ 糞尿の処理を迅速に行えるため、衛生管理がしやすい。・ ペット飼養者専用の部屋として区分することで、部外者のペットへの接触などを防ぐことができる（<u>飼養者と非飼養者の部屋を分けられる場合</u>）。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・ ペットの種類によってペット同士の飼養場所（部屋）の区分が必要となる場合がある。・ 感染症罹患固体や衛生管理の十分でない個体が同室に含まれる場合には、他のペットへの感染の可能性が高くなる。・ ペット飼育者に対してペット飼養場所も含めた広いスペースが与えられることで、ペット飼育者への厚遇と捉えられ、避難者内の不和、トラブルに発展しうる。・ 避難所閉鎖後は清掃や消毒が必要になる。 <p>■ <u>更に、飼養者と非飼養者が同じ部屋で避難生活を送る場合には、以下の課題についても考慮が必要になる。</u></p>

- ・テントやパーティションなどで非飼養者との空間を分ける必要がある。
- ・匂いや鳴き声が原因で、他の避難者に迷惑をかける可能性がある。
- ・アレルギーの問題、フケや抜け毛による衛生問題が起こる可能性がある。
- ・同じ空間でペットが飼養されていることで、非飼養者との接触による事故やトラブルが発生しやすい。

※本ガイドラインでは、避難所でペットと共に避難生活を送る状態を示す「同伴避難」のうちの一つの形式として「同伴避難（同室飼養）」を採用している。

■ 応急仮設住宅でのペットとの同居

■ 応急仮設住宅へのペットの受入れにあたって検討が必要な事項の例

- ・ 地域防災計画への「応急仮設住宅でのペットの受入れ」に関する記載
- ・ 応急仮設住宅の設置者や管理者との間で、応急仮設住宅でのペットの同居に関する取り決めを検討するとともに、状況によっては、ペットの受入れを要請
- ・ 応急仮設住宅でのペットの飼養ルールに関する検討
- ・ ケージなど必要な物資の備蓄

東日本大震災では、多くの自治体が応急仮設住宅でのペットの飼養を可とする方針を示したものの、実際にペットとの同居に結びつかなかった事例が多数みられた。その理由として、「他の入居者や応急仮設住宅の自治会での承認が得られなかった」、「応急仮設住宅での飼養ルールとして挙げられた室内飼いの規則にそぐわない犬（大型犬、室内に慣れていない犬など）を飼養していた」などがあげられた。したがって地域のペットの飼養状況に応じた応急仮設住宅での受入れ方針を検討する必要がある。

これまでの災害時対応では、室内飼いをペットと同居する際の条件とした例や、ペットの飼養者専用の応急仮設住宅を設置した例、応急仮設住宅の近隣にペットの飼養施設を設置した例がある。

鳴き声や糞尿など、応急仮設住宅で想定されるトラブルと地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペットの飼養ルールを検討する必要がある。

2. 災害発生時の初期対応（発災当日～翌日）

●災害発生時の初期に、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	(1) 避難者対応（避難の誘導・呼びかけ）	(2) 被害状況の把握・情報収集	(3) 飼い主（ペットの飼養者）への支援
基礎自治体、 避難所運営者	安全な避難場所への誘導	被害状況の把握	避難所でのペット飼養スペースの確保
	避難所でのペット同行避難者の受入れ	同行避難に関する情報の収集	物資支援
	避難所の収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、他の避難所の情報を提供		
都道府県、 指定都市、中核市 (防災担当)	安全な避難場所への誘導の支援	被害状況の把握	物資支援
	市区町村が実施するペット同行避難者の避難所への避難誘導の支援	避難所におけるペット受入れ状況の確認	
都道府県、 指定都市、中核市 (動物担当)	被災地市区町村へのペットの避難に係る指導助言	災害時協定の締結先や関係団体等との連絡体制の確保	負傷動物への獣医療の提供
	避難所の収容頭数を超えるなど受入れができない場合には、一時預かり先等の情報を基礎自治体に提供	初動要員の確保	動物の一時預かり
		ペットと特定動物に関する情報の収集	物資支援
		避難所におけるペット受入れ状況の確認	

(1) 避難者対応

1) 避難の誘導・呼びかけ

避難指示が出された際に、都道府県（**指定都市**、中核市を含む）と市区町村（基礎自治体）の担当部署は連携して、ペットの飼い主に対して、人間の安全を確保した上で、ペットを連れて避難行動をとるように呼びかける。

避難行動の原則は、飼い主の安全を確保した上での同行避難とする。ただし、堅牢な建物などである場合、在宅避難を推奨している自治体もあるので、避難の呼びかけは、その時に取りうる最善の避難方法になるように十分に注意する。

また、飼い主が外出中でペットと離れている場合や、ペットが逃げだして見つからないなど同行避難が困難な場合には、飼い主の安全を確保するため、ペットを同行することよりも、飼い主が避難することを優先するように呼びかける。

2) 避難所での受入れ

避難所開設者は、ペットを連れてきた同行避難者が避難所に避難してきた場合には、避難所となる施設の安全を確認したうえで受入れを行う。事前の取決めによりペットの受入れを行っていない避難所にペット同行避難者が避難してきた場合にも、災害の種類や季節等に留意したうえで、避難所施設内の屋根のある屋外等で一時的に**受入れる等柔軟な**対応を行う。

避難所受入れの際には、できるだけペット飼養者をまとめたエリアに誘導できると、その後の避難生活エリアの整理やアレルギー等への対策がしやすくなる。一方で、発災直後は混乱した中での対応が求められることや、避難所開設担当者の到着前から多くの避難者が避難所施設内に避難している場合も多いため、まずは避難者の安全確保を第一に受入れを行うことが求められる。

コラム：避難所における爬虫類の管理

爬虫類というと猛毒を持つヘビなど特定動物（飼育に許可が必要な種）等をイメージする人もいるが、一般的にペットとして飼育できる爬虫類には特定動物のような危険な毒をもつ種はいない。ここでは、ペットとして一般的に飼養されているカメ、トカゲ、ヘビなどの爬虫類の特徴と災害時の飼養環境について紹介する。基本的には飼い主の責任において飼養管理することが前提となるが、爬虫類というだけで危険な動物というイメージを持つ人も少なくないため、受け入れる際には飼い主による適正飼養を徹底するとともに、避難所の入居者に対してもきちんと管理をしている旨を説明しておくことが重要となる。

<爬虫類はアレルギーなどの心配が少ない>

爬虫類は、汗をかかないこと、ほぼ鳴かないこと、代謝が低いことから糞尿の回数、量も少ないことから、周りへの影響が比較的少ない生き物である。また毛や垢が出ないため、爬虫類自体が原因となるアレルギーの心配はほぼない。

<非常時の保管管理について：非常時は狭いケージでも支障が少ない>

爬虫類は哺乳類や鳥類と異なり、狭いところでじっとしていることがあまり苦痛ではなく、非常時であれば通常時に使用しているケージよりも狭い環境でも飼養することが可能な生き物である。そのため非常時、避難所内での飼養スペースは犬や猫、鳥類よりも最小限で済むことがほとんどであり、適切ではない広さのケージに入れてしまうと、動き回って体力を消耗してしまう場合もある。避難所での飼養場所の選定にあたっては、個体が逃げ出さないよう工夫がされたケース等に入れたうえで、急な温度変化や雨風の影響を受けない屋内の一部（ペット保管スペースなどの一部）で暗幕をかけるなどの配慮を行えば安全に管理することが可能である。

注：これは非常の対応であり通常の飼養では適切なスペースが必要です。

<爬虫類の特性：水は必要だが数日間の絶食は支障が少ない>

爬虫類は変温動物である。変温動物は体温調整を外部環境に依存し、代謝が低い。そのため、飲み水は必要だが、健康な個体であれば数日間エサを与えなくても支障が少ない。むしろ、食べ物の消化には多くのエネルギーを使うため、毎日エサを与えないほうが良い場合もある。

<飼い主への普及併発：最低限の温度管理をする手段確保が重要>

爬虫類の飼育管理においては温度管理が重要になるが、災害直後の避難所においては電源等が確保できないことも多い。個体の保温や冷却手段など必要物資の確保は基本的には飼い主の責任において行ってもらうことになるため、平常時から飼い主に対して災害時の備えについて啓発しておくことが重要となる。

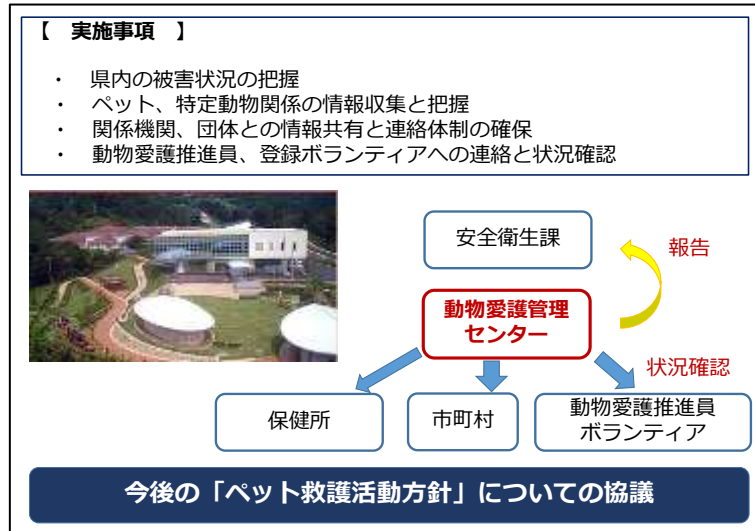
（２）被害状況の把握・情報収集

初動では、人命の救助活動が最優先となるが、以後のペットの災害対策を見据えて、被災状況及びペット同行避難の受け入れ状況を確認し、協定の締結先や国・市区町村等の関係団体等との連絡調整を開始する。

事例：被害状況把握及び連絡体制の例

徳島県

徳島県では、災害の発生初期に「動物愛護管理センター」が各保健所や市町村、愛護推進員などからの情報を集約し、安全衛生課に報告する連絡体制を構築し、図上訓練において役割の確認、課題の検証を行っている。



連絡体制の例

災害時ペット救護「広域支援・受援体制整備に係るモデル図上訓練」(徳島県) 資料

[資料提供：徳島県]

(3) 飼い主（ペットの飼養者）への支援

市区町村の担当者は、自宅が危険だと判断して避難所に避難してきた飼い主とペットに対し、避難所にて速やかに受け入れができるよう誘導する。負傷動物に対しては、現地動物対策本部等の支援活動として獣医療を提供する。また、一般的な飼養用品は、支援物資として提供する。ただし医薬品や特別食などの、入手が難しいものについては飼い主が平常時に準備しておく必要がある。

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の体調が崩れ入院の必要が生じた場合等には、一時預かりなどの支援を行う。

3. 災害時のペット対策（2日目以降の緊急対応）

●災害発生2日目以降に、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	(1) 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請	(2) 受援体制の整備
基礎自治体、 避難所運営者	災害対策本部との情報共有	支援ニーズの把握
	ペットに関する窓口の設置	支援物資保管場所の整備
都道府県、 指定都市、中 核市 (防災担当)	基礎自治体からの情報収集	広域支援の要請検討
	担当窓口の設置	支援物資保管場所の整備
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請 と応援職員の受入れ
都道府県、 指定都市、中 核市 (動物担当)	災害対策本部からの情報収集	地方獣医師会との連携
	担当窓口の設置	支援物資保管場所の確保
	広域支援体制の基づく応援の要請	広域支援体制に基づく応援の要請 と応援職員の受入れ

(1) 他部局・自治体との連絡調整及び情報共有の要請

自治体は円滑な支援につなげるために、災害時のペットに関する相談窓口を設置し、被災ペットに関する情報の効率的な収集する。相談窓口は、情報収集と発信を一元化するため、自治体のペット担当部署内に置かれることが望ましく、避難所ごとに飼い主の会や担当者がニーズをまとめ、自治体に設置された相談窓口で情報が集約されるようにすると、効果的な情報収集と支援が可能となる。

相談窓口では、各避難所でのペット同行避難者の避難状況や在宅避難者の状況、それぞれの避難先でどのような支援が求められているのかなどについて正確な情報が収集できるとともに、自治体等による支援内容や指定避難所における飼養方法の指導、ペットの一時預け先などの情報を提供・発信する拠点としても重要な役割を担う。

(2) 受援体制の整備

大規模災害によって地域の中核となる都市や県庁所在地等が被災した場合には、被災自治体は、近隣の自治体との相互応援協定等の締結により、広域な支援体制や受援体制を整備する。

また、**動物愛護管理部局**は、地方獣医師会等と連携し、応援職員の要請と受け入れ体制を整備する。

(3) 避難所での飼養環境のあり方 (作成中)

<実施項目>

- ・ 避難所でのペットの飼養に係る指導助言

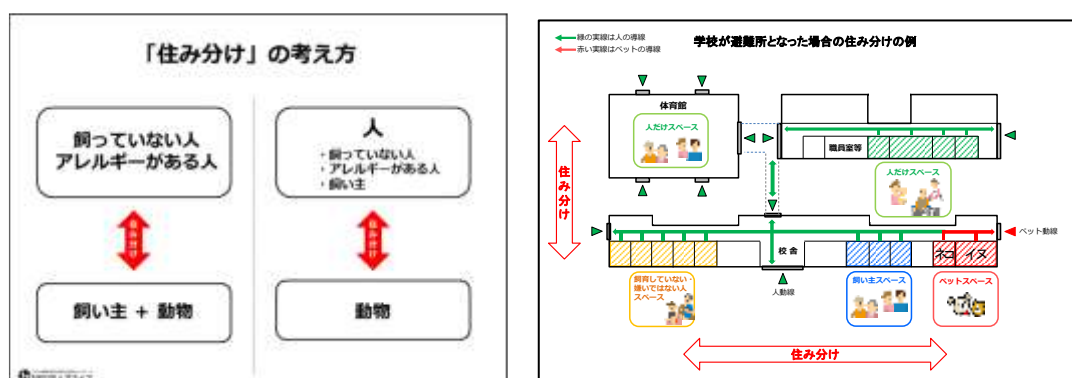
<解説> 作成中

※避難所での飼養スペースの作り方 (数パターン)

※夏場対応、冬場対応、水害対応などの飼養スペースの工夫もいれる

住み分け避難の一例

避難所でのペットと人との「住み分け」は、避難者数や避難所内の状況に応じ、避難所運営本部とともに検討する。学校が避難所になっている場合には、基本的に授業再開に向けた運営が行われるが、体育館などの被害などにより校舎内の部屋が使用可能な場合には、居住区を分け、人と動物との動線を分離することで接点をできる限り最小限にする。



[資料提供：NPO 法人アナイス]

➤ 避難所内でのペットの飼養事例と提案

以下は過去に動物飼養スペースとして使用されていた場所や、災害発生時に動物飼養スペースとして想定される場所、また利用可能な物である。

① 倉庫などを利用

倉庫内の資材は移動して別の場所に保管し、係留できない動物などの飼養スペースとして利用

② 遊具を利用して犬を係留

③ 移動可能なサッカーゴールを横に倒して転倒対策を行い、ブルーシートなどで覆い雨除け風除けとして利用

④ 人の居住区から離れた場所に飼養テントやプレハブを設置

- ⑤ プールサイドや更衣室
- ⑥ 屋根や壁がある渡り廊下
- ⑦ 特別教室（普通教室は授業再開を優先）
- ⑧ 昇降口やホールの一部（ペット飼養スペースが決まるまでの一時避難）

その他、建物内廊下、建物内倉庫、自転車置き場、部室、屋外階段下、屋外渡り廊下、軒の深いテラスなど

出典：避難所のペット飼育管理ガイドライン（静岡県）

(4) 夏場や冬場での対応

	夏場や冬場での対応
基礎自治体、 避難所運営者	避難所における飼養環境の整備
都道府県、 指定都市、中核市 (動物担当)	避難所における飼養環境の指導・助言

避難所におけるペットの飼養スペースが屋外である場合、夏季であれば暑さ対策、冬季であれば積雪や寒さ対策が必要となる。避難が長期化する際には屋内での飼養スペースの確保について検討が必要となる。また、飼養スペースの確保が困難である場合には、トレーラーハウス設置による飼養スペースの確保等を検討する。

飼養場所設定時の配慮

<夏季：暑さ対策>

- ・飼養場所の設定では、日陰のない飼育場所やエアコンのない室内、直射日光のあたる窓辺、エアコンの室外機の排気等を避けるよう配慮する
- ・可能であれば屋内での飼育スペース設置が望ましい。また屋内であっても換気を行い、室温の上昇には十分注意する
- ・屋外に設置した場合、飼い主がそこで長時間過ごすことも考えられるため、熱中症等にも注意が必要
- ・ペットだけを車の中で飼養する場合、熱中症への対策と注意が必要となる。特に飼い主が長時間車を離れる場合には、ペットを車中以外の安全な飼養場所に移動させるなどの配慮が必要となる。

<冬季：寒さ対策>

- ・室内飼いのペットは寒さに弱いため、屋外で使用する場合には、特に体温低下に注意する
- ・積雪などを避けられる場所、可能であれば屋内が望ましい
- ・ケージ全体を覆うタオルやペット用毛布などの物資の支給など

<風水害・津波対策>

- ・豪雨災害や台風、津波の場合には屋内での設置が基本になる
- ・テント等を使うと強風で飛ばされて二次被害が出る可能性があるため注意が必要
- ・屋外に飼養場所を置く場合、急激な増水で飼育場所が水没したりしないよう注意が必要

(5) 分散避難等さまざまな避難形態への対応

	一時預かり、分散避難等さまざまな避難形態との併用
基礎自治体、 避難所運営者	避難所等における被災者の生活対策
	飼い主へのペット飼養環境の選択肢についての助言
都道府県、 指定都市、中核市 (動物担当)	一時預かりに関する指導・助言
	基礎自治体、避難所運営者へのペット飼養環境の選択肢についての助言・指導

避難生活を行っている中でのペットの飼養環境には、以下のような選択肢がある。地域や災害の状況、発災からの時間の経過によって選択可能な飼養環境が異なるため、被災者が自らの状況を踏まえて、適切な飼養環境を選択できるよう整備する。

■避難所での飼養

避難所で飼養する場合には、ペットとの同居や住み分けなどについて各避難所が定めたルールに従い、飼い主が責任を持って世話をする。飼養環境の維持管理には、飼い主同士が助け合い、協力することが必要となる。

■自宅での飼養

飼い主も自宅に留まる在宅避難の場合、支援物資や情報は、必要に応じ指定避難所などで入手する。

飼い主は避難所に避難し、ペットを自宅で飼養する場合は、避難所から自宅に世話をしに通う方法もある。ただし、家屋倒壊等の二次災害の危険が考えられる場合は、この方法は避けて同行避難する。

■車、テントの中での飼養

在宅避難と同様に、支援物資や情報は、必要に応じて指定避難所などで入手するよう呼びかける。飼い主は、手足を伸ばして眠れる状態を作り、遮光や換気の対策をとるなど、エコノミークラス症候群や熱中症への対策と注意が必要である。ペットも熱中症になるため、ペットだけを車中やテント内に残すときは、室内の温度に常に注意し、十分な飲み水を用意しておく。長時間離れる場合には、ペットを安全な飼育場所に移動させる。

■一時預かり等

避難所での飼養が困難な場合や、飼い主の事情により飼養出来ない場合には、被災していない地域の親戚や友人などの中から一時預け先の確保に努めるよう呼びかける。その他

自治体の収容施設や動物病院、民間団体等に一時的に預ける場合もあるが、この際は付帯条件や期間、費用などを確認し、誓約書を取り交わすように説明する。

コラム：動物アレルギーへの配慮

<動物アレルギーとは>

アレルギーとは、通常であれば病気を引き起こさない物質（アレルゲン）に対して、免疫が過剰に反応してしまう免疫反応のひとつ。アレルギーの症状としては、鼻水やくしゃみ、目や皮膚のかゆみなどが挙げられ、重症の場合には呼吸困難を引き起こすこともある。アレルゲンとしては、食べ物や花粉、ハウスダストがよく知られているが、動物の毛やフケ、糞、尿などが原因となる場合もある。このような動物由来のアレルギーを「動物アレルギー」と呼び、犬や猫、ウサギ、ハムスター、インコなどがアレルゲンの原因として知られている。

<避難所での配慮について>

避難所には、動物アレルギーを持つ方や動物が苦手な方も避難してくる可能性がある。そのため、ペット飼養者だけでなく、動物アレルギーや動物が苦手な方に配慮したペットの飼養環境の整備が求められる。

動物アレルギーへの配慮においては、アレルギーを持つ方とペットが近づきすぎないことが基本となる。ただし、同行避難したペットを敷地内に入れさせないなどといった極端な対応をしなくても、ペットやその飼育者とそうでない方の居住スペースを分けることや動線を分けることなどでも対策は十分に可能である。また、ペットに対しては定期的なブラッシングやケージの清掃など、適切な飼養管理を行うことでもアレルゲンの飛散を抑えることが可能となる。

そのため避難所では、多様な避難者や避難所のスペース等を踏まえたペットの飼養環境の整備について事前に十分な検討を行い、受入れ方針を発信しておくことが重要となる。

(6) 物資支援

<実施項目>

- ・ 相談窓口での必要物資の情報収集と整理
- ・ 救援物資などの調達と保管場所の確保、輸送手段の調整

<解説>

自治体の動物愛護管理センターや保健所等に備蓄したペットフードなどの保管状況を確認し、相談窓口での情報収集を通じて得られた情報をもとに、指定避難所などへの配布計画を立てる。

また、避難生活が長くなると、飼い主が持参してきたペットフードなどだけでは物資が不足する。自治体等は、指定避難所への定期的な巡回や、避難所の管理者等からの定期的な情報収集を通じて、各避難所で必要な救援物資を把握して、その確保に努める。

また、必要な救援物資の調達について、ペット災害支援協議会や広域支援に係る協定締結の自治体、環境省等と調整する。

平常時に、救援物資を受け入れることを想定して、届いた物資の保管場所、中継地点、運搬方法などを検討しておき、その結果に基づき、救援物資の受入れを行う。個人等からの支援物資については様々な物資が混在していることから、物資の区分け、整理などに人員を要することに留意する。

また、被災地での運搬手段や保管場所は平常時に比べて大幅に不足することが想定されるため、広域支援の一環として、近隣の自治体等において、救援物資をいったん集積し、被災地で必要な物資を把握・整理の上で、近隣の自治体等が被災地の動物愛護管理センターや保健所に運搬することも検討する。

4. 災害時のペット対策（長期避難への備え）

●避難生活の長期化に対して、自治体等が行う避難所対応と担当機関

	長期避難への備え（避難所の統廃合、デイケア等）
基礎自治体、 避難所運営者	避難所再編時におけるペット飼養スペースの確保
	避難所の再編成や仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保
都道府県、 指定都市、中核市 （防災担当）	避難所の再編成や仮設住宅への移動の際のペットの運搬手段の確保
都道府県、 指定都市、中核市 （動物担当）	日中のペット一時預かり（デイケア）等に関する助言

長期避難への備え（避難所の統廃合、デイケア等）

避難が長期化し、避難所の統合する際には、受入れるペットの頭数にあわせた飼養スペースの確保が必要となる。飼養スペースの確保が困難である場合には、トレーラーハウス設置による飼養スペースの確保等を検討する。

また、再編先や仮設住宅へ移動の際、飼い主はバス等で移動が可能だが、ペットの同乗はアレルギー対応等の観点から難しく、飼い主が運搬手段を持たない場合には、別途運搬手段を確保する必要がある。

5. 避難生活での飼い主支援

(1) 避難所での飼養

<実施項目>

- 被災市区町村の指定避難所等でのペットの飼養に係る指導助言

<解説>

自治体や現地動物対策本部等は避難所の管理者等に対し以下の支援や助言をする。

- 避難所の管理者等は、避難所運営規定に則り、ペットの飼養方法を決定し、ペットの同行避難者に対し説明する。ペットとの同居または住み分けなどについては、各避難所のルールに従い、ペットの世話は飼い主が自ら行う。なお、障害のある方が同伴する身体障害者補助犬[※]はペットとして扱わず、要支援者の支援として考える。飼養方法を定めていない場合や不測の事態が生じた場合には、避難所の形態、ペットの同行避難者とペットの数、季節・気候などを考慮して、飼養スペースや飼養方法を決定する。
- 飼養スペースの決定に当たっては、ペットを飼養していない避難者との動線が交わらないよう配慮することで、ペットに関する苦情やトラブルの軽減に努める。
- 犬や猫などの動物がひと所で生活することは、ストレスを増大させる原因となるため、可能な限り動物を区分して飼養することが望ましい。
- 避難所でのペットの飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、鳴き声、臭い、毛の飛散、糞尿の処理などが挙げられる。避難所で、人とペットが秩序ある共同生活を営むためには、飼い主自身がペットの適正な飼養に努めるとともに、飼養ルールや衛生管理の方法などについて飼い主に説明すると共に、「飼い主の会」等を立ち上げるように支援して、飼い主が相互に協力して、飼養スペースの衛生管理や、ペットを適正に飼養するように促す。

※身体障害者補助犬：「身体障害者補助犬法」で定義される盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。

(2) 応急仮設住宅での同伴入居

<実施項目>

1) 応急仮設住宅等におけるペットの受入れ調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット受入れ調整
- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養のルール作り
- ・ 飼い主に対する適正な飼養指導や支援
- ・ 自立支援を基本としたペット飼養支援

2) 必要な支援の調整

- ・ 応急仮設住宅等でのペット飼養に関する物資の支援（ケージ等）

1) 応急仮設住宅におけるペットの受入れ調整

避難生活の中で飼い主とペットが一緒にいられることは、被災者が普段の暮らしを取り戻すために必要な支援の一つと考える。

しかし、応急仮設住宅での暮らしは限られた空間での共同生活であり、ペットを飼養している人と飼養していない人との相互理解が不可欠である。

応急仮設住宅でのペットとの同居においても、避難所と同様に避難した人々とペットとの距離が近くなるおそれがあり、鳴き声や臭い、衛生害虫などの苦情が出るのが予想されるため、応急仮設住宅でペットを飼う際のルールを徹底し、お互いの共通理解を築く必要がある。そのために、応急仮設住宅の設置・管理者と現地動物対策本部等は、**応急仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペットの同行避難者とペットの種類・数・飼養形態など地域の状況を考慮して、応急仮設住宅でのペット飼養方法やルール作り、飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施する。**

また応急仮設住宅の入居期間を経て自立した生活再建に繋がるよう、自立支援を基本とし、無料での物資やサービス、獣医療などの提供は段階的に減らし、応急仮設住宅を出た後も自らの力で継続して飼養できる環境作りに協力する。

なお、**災害公営住宅（復興住宅）**に移行する際のペット飼養の可否については、応急仮設住宅での飼養支援と並行して、関係自治体に働きかける必要がある。

2) 必要な支援の調整

入居前の指導／みなし仮設での対応

応急仮設住宅でのペットの飼養ルールは、基本的には応急仮設住宅の設置・管理者が、自治体や現地動物対策本部等の助言をもとに決定するが、住民同士の話し合いで飼養方法を決める場合もある。

具体的なルール作りにあたり室内飼養のみとするか、犬の室外への係留を認めるかについては、応急仮設住宅の立地状況、地域での飼養状況、住民の理解などを考慮する必要がある。飼養ルールで多い事例は、「原則として室内飼養」とする方法である。限られた室内空間で、人とペットが生活するために、室内ではケージでの飼養を勧めるとよい。室内飼養とする場合は基本的に飼い主自身が自己の責任で必要な物資をそろえる必要があるが、ケージなどを調達できない飼い主のために、自治体や現地動物対策本部等は、ケージの貸し出しなどの支援を行う。ただし、ケージでの飼養がしにくい大型犬や元々室外飼養をしていた犬については、別途、ルールの検討や支援が必要となる場合がある。

応急仮設住宅でのペット飼養に起因した苦情やトラブルの原因には、避難所と同様に、鳴き声、におい、毛の飛散、糞の放置などが挙げられる。飼い主は平常時と同様に飼い主マナーを遵守し、適正に飼養する必要がある。

また、災害によってコミュニティが分断されることで、避難所から仮設住宅への移行時に、住民同士の共助の確立が困難な状況も起きる場合もある。このため、自治体は、応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等、ボランティアと連携し、「飼い主の会」等の立ち上げに対する支援をすることで、飼い主同士の共助によるペットの適正飼育ができるよう促す。

あわせて、自治体は飼い主が「飼い主の会」等を立ち上げるように誘導し、飼い主が相互に協力し、飼養スペースの衛生管理をして、ペットを適正に飼養するよう促す。

応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等はボランティアと連携して、飼養ルールや衛生管理の方法などを飼い主に説明する。

なお、応急仮設住宅の管理者や現地動物対策本部等は、応急仮設住宅でのペットの飼養状況の把握に努め、ペットの適正な飼養管理や衛生管理に問題がないかを確認する。

事例：応急仮設住宅での対応事例（適正飼育の指導）

新潟県（新潟県中越沖地震）

新潟県では、応急仮設住宅でペットを飼養する住民に向けて、飼育状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査の実施、予防注射の無料接種券の配布、飼育に係る注意事項を説明したチラシを配布するなど情報収集や情報提供をした。

仮設住宅に入居される皆様へ
～仮設住宅における動物飼育のポイント～

仮設住宅で動物を飼育する場合、1世帯の占有スペースが小さく、騒音やニオイによる苦情が出る場合がございます。皆様の一員である動物との暮らしをよりよいものとするために、以下の点を守りましょう。

- 1 室内飼育を原則とすること**
 中心を育子団地で飼育する場合は、できるだけ近隣に配慮の取れない場所を避けて飼育し、近隣への十分な配慮の取組をお願いします。
 時には、ゴミ物などが外に落ちたり、必ずリード（首まわり）をつけ、静し馴らしていただく。また、犬のフンの処理はトイレットペーパーの処理となるので、持ち帰りましょう。
 ＊室内で飼育するための空調設備は行われていません。
- 2 感染症の発生を防止すること**
 ひよこや子猫が感染するおそれがあります。ご自分のペットが感染源にならないよう、また感染源にならないよう十分な対策を講じてください。
 ＊ワクチン接種は、新潟県獣医師会が獣医師や仮設住宅を巡回する際に無料で受けられるが、必ず事前申し込みが必要。詳細は後にご案内します。
 また、かかりつけの動物病院やお近くの動物病院でもワクチン接種することができます（有料）
- 3 繁雑を抑制すること**
 動物の吠えがひどいなどから、隣・近所へ迷惑（犬吠え鳴き声、尿の匂い）などが発生するおそれがあります。できる限り吠え・鳴き声を抑えることをお願いします。お隣様には、かかりつけの動物病院へご相談ください。
- 4 所有者を明示すること**
 居住する場所があることで、お隣りの方とご挨拶し、動物の飼育を明示しましょう。飼いはよりよくなることで、動物を飼育している方も安心です。お隣様へご挨拶ください。

ご質問はこちらまで！

動物のしつけや飼育などのご相談は、すぐで受け付けています。
 また、必要な飼育用品等もお貸ししますので、お気軽にご相談ください。

中越動物保護管理センター（長岡市柿町字増沢 1574-子）電話：0256-34-1416
柏崎保健所衛生環境課（柏崎市越町 11-9）電話：0257-22-4100

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射無料接種券の送付について

伝染病予防ワクチンの無料接種を希望される方は、下記の伝染病予防注射申込書に必要事項をご記入のうえ、この申込書を持参し、長岡市内および栃尾市内の動物病院で接種を受けてください（伝染病予防注射無料接種は12月中のみの実施となりますのでご注意ください）。

新潟県動物愛護協会中越支部事務局
 長岡市柿町字増沢 1574 Tel 34-1416

仮設住宅飼育動物伝染病予防注射申込書
(平成16年12月末日まで有効)

氏名 (ペット：犬・猫)

住所 長岡市

電話番号

熊本県（熊本地震）

熊本県獣医師会では、応急仮設住宅に出向き、ペット飼養者を対象とした適正飼養の相談会を開催した。相談会では、希望する方にペットフードや迷子札、ペットシートなどのペット用品も配布した。



応急仮設住宅での適正飼養の相談会の様子[写真提供：熊本県]

事例：応急仮設住宅での対応事例（ケージなどの貸し出し支援）

新潟県（新潟県中越地震）

新潟県中越大震災動物救済本部では、市町村の災害対策本部長に「応急仮設住宅における動物飼育」に関する要請文書を送るとともに、応急仮設住宅で動物を飼養する住民に向けて、飼養状況や必要な支援を把握するためのアンケート調査を実施し、予防注射の無料接種券の配布、ケージやサークルなどを無償で貸与した。



新潟中越大震災での支援物資ケージ



応急仮設住宅での飼育の様子

[写真提供：NPO 法人アナイス]

■ 【本編 1—5】 事例集

■ 【本編 1—6】 資料集